

第 70 回国連総会第 3 委員会記録(1)

房野 桂 作成

2015 年 10 月 6 日(火)午前 第 1 回会議

開会ステートメント

His Excellency Omar Hilale (モロッコ)第 3 委員会議長

作業組織

議長は第 3 委員会への議事項目の配分に関する総会議長からの書簡(A/C.3/70/1)、作業組織案(A/C.3/70/L.1/Rev.1)、及び委員会に提出された文書(A/C.3/70/L.2/Add.1/Rev.1)並びに文書(A/70/250)に含まれている関連する勧告に委員会の注意を引いた。

事務局ステートメント

委員会は、文書 A/C.3/70/L.1/Rev.1 及び A/C.3/70/L.1/Add.1/Rev.1)に含まれている暫定作業組織と委員会に提出された文書を承認した。

人権理事会の特別手続マンデート保持者及び条約機関または作業部会議長への招待

委員会は、人権理事会の特別手続マンデート保持者及び報告書を提出するようマンデートを与えられているその他の専門家を招待し、報告書を提出し、本会期で、委員会と意見交換を行うことで合意した。

議事項目 135: プログラム企画

議長、この議事項目の下で決議するべきことはないことを発表。

ファシリテーターの任命

議長は、第 4 回世界女性会議のフォローアップに関する決議案の議長テキストを促進するために、副議長の Mr. Shiraz Arif Mohamed(グァイアナ)を任命した。

議事項目 28: 社会開発 (a)社会開発世界首脳会合と第 24 回特別総会の成果の実施、(b)世界の社会状況、青少年、高齢者、障害者及び家族に関連する問題を含めた社会開発、(c)国際高齢者年: 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ

提出文書

1. 社会開発世界首脳会合及び第 24 回特別総会の成果の実施に関する事務総長報告書(A/70/173)
2. 2015 年の世界の社会状況: 誰も取り残さない(A/70/178)
3. 2014 年国際家族年 20 周年祝賀(A/70/61-E/2015/3)
4. 来る 10 年へのヴォランティア活動の統合(A/70/61)
5. 効果的に構築された持続可能な青少年参画を推進する方法(A/70/156)
6. 社会開発における協力(A/70/161)
7. 社会的包摂を通じた社会統合の推進(A/70/179)
8. 国際高齢者年: 第 2 回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/70/185)

議題導入ステートメント

1. Wu Hongbo 経済社会問題事務次長
2. Daniela Ras 経済社会問題局社会政策開発部部長
3. Jordi Llopart ニューヨーク国連ヴォランティア支援事務所所長
4. Rosa Kornifeld-Matte 人権高等弁務官事務所高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家(エルサルヴァドル、シンガポール、アルゼンチン、欧州連合、ブラジル、モロッコ、スロヴェニア、イエメン、米国及びチリの質問とコメントに直ちに回答)

一般討論

南アフリカ(G77/中国を代表)、シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、オランダ、エジプト、コロンビア、スロヴェニア、モロッコ、メキシコ、米国、イタリア、フィンランド、シンガポール、ペルー、シリア・アラブ共和国、パラグアイ、韓国、キューバ、タイ、ロシア連邦、スイス、ドイツ、チリ、カザフスタン、テュニジア、セネガル、アイルランド、アラブ首長国連邦、ニカラグア、ジャマイカ、イラク、トルコ、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、アルメニア、ホーリーシー、オーストリア、ベルギー、ヴェトナム、パキスタン

10月6日(火)午後 第2回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

モロッコ、メキシコ、米国、イタリア、フィンランド、シンガポール、ペルー、シリア・アラブ共和国、パラグアイ、韓国、キューバ、タイ、ロシア連邦、スイス、ドイツ、チリ、カザフスタン、テュニジア、セネガル、アイルランド、アラブ首長国連邦、ニカラグア、ジャマイカ、イラク、トルコ、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、アルメニア、ホーリーシー、オーストリア、ベルギー、ヴェトナム、パキスタン

10月7日(水)午前 第3回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

ベラルーシ、スウェーデン、ホンデュラス、モンゴル、キルギスタン、ブラジル、ナイジェリア、ジョージア、フィリピン、イスラエル、ドミニカ共和国、ブルガリア、カタール、ニジェール、ケニア、ルーマニア、日本、インド、エクアドル、ヨルダン、ボリヴィア多民族国家、アルゼンチン、エチオピア、南アフリカ、中国、ネパール、ポーランド、インドネシア、バングラデシュ、ブルネイ・ダルサラム、ジンバブエ

矢口有乃日本政府代表代理のステートメント: 議長、この委員会の議長へのご就任心よりお祝い申し上げます。我が国代表団は、議長のご努力とリーダーシップをできる限りご支援いたしますことをお約束いたします。

昨年につきまして、日本の女性 NGO の推薦を受けまして、日本代表団の一員としてこの委員会に参加させていただきました。日本が国連に加盟いたしました 1 年後の 1957 年以来、日本の女性 NGO の代表がいつも代表団の一員として参加してまいりました。私は、平和で平等な市民社会を達成するためには女性の政治的エンパワーメントと民主的ガバナンスが極めて重要であることを認めまして、この委員会の討議に積極的に参加させていただくつもりです。

議長、私たちは、9 月の国連首脳会合での 2030 年の「持続可能な開発アジェンダ」の採択を歓迎しております。私たちは、2030 年のアジェンダが「誰ひとり取り残さない」として文書の中で言及されている人間を中心とした取組に基づいている事実も強く支持し、これを人間の安全保障の考えと強く連携させます。日本政府は、「アジェンダ」の実施を積極的に推進することを楽しみにしており、特に脆弱な人々や国々を支援することを求めています。

2030 年の「アジェンダ」を実施するために、各国政府、市民社会、民間セクター及び NGO のような様々な利害関係者がかかわる必要があります。中でも、ヴォランティアが重要な役割を果たすものと期待されています。このために、「2030 アジェンダ」への我が国の貢献の一部として、日本政府は、ブラジル政府と共に、「社会開発」の議事項目の下で、第三委員会にヴォランティア活動に関する決議案を提出いたします。

この決議の採択を通して、私たちは、特に平和と開発に関する様々な領域で、「2030 アジェンダ」の実施へのヴォランティア活動の統合を推進したいと考えております。

議長、障害者のエンパワーメントとその権利の推進に貢献するために、日本政府は、昨年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。私たちは、この問題に関する国際討議や活動にも積極的に参加してきました。例えば、3月に日本の仙台市で開催された第3回国連災害削減世界会議では、国際社会は、障害者が災害削減のための最も重要な利害関係者の中の一人であると明確に述べている「仙台宣言」を採択しました。

国内的には、日本政府は、相当するガイドラインの文書化を含め、来年4月に発効する国内の「障害者差別削減」法の施行に向けた努力を継続いたします。

日本政府は、障害者を単に保護の対象として扱うのではなく、海外に派遣される専門家として障害者が積極的役割を果たす国際協力に関わることにより、包摂的社会の実現に貢献いたします。

最近、日本は、我が国における障害者の権利に関する権威である石川教授を2016年の障害者権利委員会(CRPD)の候補者として指名いたしました。CRPDとのかかわりは、日本の国際社会への貢献の重要な側面でありますので、この機会をとらえて石川教授の立候補に対して議長の寛大なご支援をお願いいたしたく思います。

議長、現在日本では、65歳以上の人が全人口の26%を占めており、日本を世界で最も高齢化した国の一つにしています。数が増加する高齢者のエンパワーメントが推進され、高齢者の健康、安全、安全保障が確保される福祉社会を実現することが重要です。国内的には、日本政府は、高齢者の雇用へのアクセスを改善し、その労働環境を改善し、差別的な解雇と闘う数多くの努力にすでにかかわっています。

急速に高齢化する社会に関連する否定的インパクトはどの国にも共通する懸念です。従って、国際社会がこの問題に挑戦することで協力することが重要です。日本は、特に外国の我が国と同様の状況を経験しているアジア太平洋地域の国々と経験と技術を分かち合うことにより、世界の高齢者の保護とエンパワーメントの領域での国際協力も推進し続ける積りです。

議長、貧困根絶、健康維持、完全雇用の利用可能性、ディーセント・ワークの達成のような社会開発に関連する多くの問題もアフリカの最近の明らかな問題の根本原因に取り組む私たちの努力に明らかに関連しておりその中心であることを認めます。例えば、西アフリカのエボラ・ウイルスの広がり、悪影響を受けた国々の保健制度の脆弱性を目立たせました。さらに貧困と失業が暴力的な急進主義の基盤であり、これもアフリカにおける懸念の問題です。従って、来年初めてアフリカで開催されることになっている第6回東京アフリカ開発会議(TICAD VI)に向けて、日本政府は、経済開発を通すのみならず、保健制度を強化し、包括的教育と女性のエンパワーメントを含め、社会開発を支援することにより、アフリカの人間の安全保障を確保する「質の高い成長」を実現することを目的としております。

議長、日本政府は、女性、障害者、青少年、高齢者、LGBTの人々を含めたすべての個人のかかわりの達成に関わり、それによって、国際社会が直面している多くの手ごわい問題に取り組み、誰ひとり取り残さないようにいたします。

ご静聴ありがとうございました。

10月7日(水)午後 第4回会議

議事項目 28(継続)

一般討論(継続)

エリトリア、ウクライナ、オーストラリア、スリランカ、モルディヴ、ルワンダ、スーダン、タンザニア連合共和国、ラオ人民民主主義共和国、バーレーン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルキナファソ、エルサルヴァドル、クウェート、パナマ、リビア、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟、国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

ロシア連邦: 「平和的市民」が犠牲となったウクライナ当局による「対象を絞った行動」から生じた東南ウクライナの人道状況に言及する。キエフによって課された経済封鎖は、食糧、水、医薬品へのアクセスを妨げている。ロシアによって提供されている人道援助に注意を引くが、真実を歪めることを控え、持続可能な平和に向けた作業に集中するようウクライナ側を奨励する。

ウクライナ: 我が国は、安全保障理事会理事国である加盟国の側での侵略に苦しんできた。その国は、

紛争地帯と凍結した紛争に自ら巻き込まれ、普通の人々の状態を忘れてしまっている。ロシア連邦は、クリミアを併合し、国際社会に向かって「公然とした嘘」を語っている。ウクライナは、我が国に仕掛けられている戦争に関して真実を語り続け、ロシア連邦が撤退するまでこれを続けるつもりである。

10月8日(木)午前 第5回会議

議事項目 106: 犯罪防止と刑事司法

議事項目 107: 国際麻薬抑制

提出文書

1. 第13回国連犯罪防止刑事司法会議に関する事務総長報告書(A/70/90)
2. ジェンダー関連の女性と女児の殺害に対する行動に関する事務総長報告書(A/70/93)
3. 国連麻薬犯罪事務所の技術協力活動に特に関連して、国連犯罪防止刑事司法プログラムのマンデートの実施に関する事務総長報告書(A/70/99)
4. 人身取引に対す努力の調整の改善に関する事務総長報告書(A/70/94)
5. 犯罪防止と犯人の扱いのための国連アフリカ研究所に関する事務総長報告書(A/70/121)
6. 犯罪防止と刑事司法に関する事務総長メモ(A/70/407)
7. 2016年に開催される世界麻薬問題に関する総会特別会期の準備において、麻薬委員会が遂げた進歩に関する報告書に関する事務総長メモ(A/70/87-E/2015/79)
8. 世界麻薬問題に対する国際協力に関する事務総長報告書(A/70/98)

一般討論

ジャマイカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、カザフスタン(独立国共同体を代表)、エジプト、コロンビア、モロッコ、カタール、イスラエル、メキシコ、ペルー、イタリア、シンガポール、米国、リヒテンシュタイン、日本、シリア・アラブ共和国、キューバ、タイ、アルジェリア、ロシア連邦、ケニア、グアテマラ、ベラルーシ、イラク、トルコ

齊藤純日本代表部公使のステートメント: 議長、まず初めに、本日発言の機会を与えてくださったことに感謝いたします。

すべての人が安心感を持って暮らすことのできる社会を実現するために、犯罪防止と刑事司法は極めて重要です。公正な社会があって初めて経済的・社会的開発が達成できるものと信じております。

この状況で、本年4月にカタールで開催された第13回犯罪会議が成功裏に終了したことを歓迎いたします。「ドーハ宣言」は、法の支配を支援する合法性の文化の推進のような犯罪防止のより深い観点を私たちに提供してくれました。「ドーハ宣言」に基く、「アジェンダ 2030」への刑事司法と犯罪防止の統合も歓迎いたします。

日本は、1970年の「会議」開催以来50周年にあたる2020年に、第14回「会議」を開催いたします。2020年は、東京にとって、オリンピックとパラリンピックも開催する重要な年となります。次回「会議」の開催国として、日本はこの領域でより積極的役割を果たそうと張り切っております。

議長、麻薬抑制の問題に関しまして、私たち加盟国にとりまして、この分野、つまり、3つの麻薬抑制条約と2009年の政治宣言と行動計画のかなめ石となることが重要であると信じております。

世界麻薬問題に関する来るUNGASSでの討議を通して、メタムフェタミンやNPSのような合成麻薬の問題に対処することの重要性を強調したいと思います。日本はこの分野で様々な行動をとっており、これら課題に対処する世界的努力に私たちの知識と経験を継続して捧げたいと思っております。

議長、国際組織犯罪とテロリズムの防止がもう一つの緊急の問題です。組織犯罪を通して生み出される違法な利益を根絶しつつ、マネー・ロンダリングとテロリズムの資金調達と闘うことが重要です。この問題に対処するために、我が国はUNODCに積極的に協力し、金融行動タスク・フォースの活動を高く評価しております。

最も脆弱な母集団を標的とする人身取引と移動者の密輸に関する増加する懸念に関しては、私たちは、その根本原因に対処することにより、そのような活動を根絶する共通の責任を有しております。この関連で、日本は、「2014年人身取引と闘うための行動計画」を策定し、そこに含まれている措置を推進す

るために、閣僚会議メカニズムを設立いたしました。

最後に述べますが決して軽んじられてはならないことは、国際社会が、サイバー・クライムの増加する発生に対して協力しなければならないということです。我が国は、既存の枠組に基づいて、国際協力を強化し、能力を築くことを重視しております。

ご静聴ありがとうございました、議長。

10月8日(木)午後 第6回会議

議事項目 106(継続)

一般討論(継続)

アンゴラ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、インド、ブラジル、イラン・イスラム共和国、パキスタン、ホーリーシー、ホンデュラス、ドミニカ共和国、ニカラグア、中国、エリトリア、ボリヴィア多民族国家、エルサルヴァドル、スーダン、タジキスタン、ラオ人民民主主義共和国、スリランカ、セネガル、モルディヴ、ナイジェリア、フィリピン、オマーン、インドネシア、ミャンマー、マレーシア、カメルーン、コスタリカ、エルグアイ

10月9日(金)午前 第7回会議

議事項目 106(継続)

議題紹介ステートメント

Yuri Fedotov 国連麻薬犯罪事務所事務局長(ビデオで)

一般討論

タンザニア連合共和国、アフガニスタン、ジョージア、南アフリカ、リビア、オーストラリア、エクアドル

10月12日(月)午前 第8回会議

議事項目 29: 女性の地位の向上、(a)女性の地位の向上、(b)第4回世界女性会議及び第23回特別総会の成果の実施

提出文書

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の状態に関する事務総長報告書(A/70/124)
2. 農山漁村地域の女性の状況の改善に関する事務総長報告書(A/70/204)
3. 女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書(A/70/205)
4. 「北京行動綱領」と第23回特別総会成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成した進歩に関する事務総長報告書(A/70/180)
5. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する事務総長メモ(A/70/209)
6. 2015年10月2日付日本国連代表部大使から事務総長に宛てた書簡(A/C.3/70/3)
7. 第58回・59回・60回女子差別撤廃委員会報告書(A/70/38)

議題紹介ステートメントと口頭による報告

1. Lakshimi Puri, 事務総長補・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長: 野心的な「持続可能な開発目標」に応えるには、加盟国の献身的なコミットメントだけでなくジェンダー平等と女性のエンパワメントが実現されることを保障する革新的な資金調達も必要である。この進歩は、北京+20のプロセスを通して生み出されたコミットメントの盛り上がりから決定的な利益を与えた。加盟国、市民社会、国連システム、民間セクター及び学界は、国内・地域・世界レベルで進歩、ギャップ及び課題を評価するために共に出てきた。9月の世界指導者会議で、2030年ま

で「プラネット 50 対 50: ジェンダー平等のためにこれを促進せよ」のための新しい、変革的で、決定的な勢いが築かれた。この会合は、国家と政府の長が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約を巡って集まったので、歴史的な重大時点を記した。最終の重大時点は、2015 年の気候変動会議であろう。気候変動は男性と女性に異なった影響を与えるので、協定は、効果的に指導し参画するよう女性をエンパワーする必要がある。

女性移動労働者に対する暴力に関しては、世界は現在、より良い、より安全な未来を求めている莫大な数の難民と移動者に対応しようともがいている。この点で、女性は、移動のサイクルの全段階で過激派集団、迫害、差別、密輸及び人身取引による暴力と隷属の被害者となり続けている。国家が、女性移動労働者を保護し、彼女たちの司法へのアクセスを確保する効果的な法的・政策的・規制的枠組を備えることがこれまで以上に緊急のこととなっている。国連ウィメンは、第 69 回総会で採択されたジェンダーの視点を持つ決議の割合が以前と比べて減っていることに失望しており、この傾向を逆転させ、持続可能な開発、平和と安全保障、開発のための資金調達、人権及び人道問題に関するアジェンダにジェンダー平等と女性のエンパワーメントを中心に据えることに資金を補助するよう第 3 委員会に要請する。さらに、数年にわたる、特に「2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための大きな進歩は、あらゆるレベルで、すべての利害関係者によって行動に変えられなければならない。私たちみんなが、2020 年までに女性と女兒のために、2030 年までに完全なジェンダー平等のために、測定できる進歩を確保することに対して責任がある。

2. 林陽子女子差別撤廃委員会議長: 189 カ国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)」の締約国であるが、「2030 アジェンダ」は、女性の平等を現実のものにする機会である。「持続可能な開発目標」は、すべての女性の完全かつ平等な権利なくしては達成できないので、「2030 アジェンダ」が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを独立した目標としたことは心強いことである。委員会は、昨年、世界人口の 4 分の 1 を占めているが、世界の多くの部分で、土地へのアクセスと管理に対して多大な障害に直面している農山漁村女性の権利に関する勧告を含め、女性の経済的エンパワーメントに関するいくつかの勧告を作成してきた。気候変動によって悪化する自然災害が女性に与えるインパクトに関しては、委員会は、12 月にパリで開催される「国連気候変動枠組条約」の締約国会議で、強力な普遍的合意に達することを各国に要請している。

ジェンダーに基づく暴力に関しては、国家が女性と女兒に加えられる有害な慣行を止めるよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」の締約国の責務を強調している女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会から 2014 年 11 月に出された共同文書を想起する。ジェンダーに基づく暴力は、武力紛争と過激主義と相俟って、しばしば、女性が故国を離れ、他国で保護を求める圧力要因である。国家には、女性がジェンダーに基づく暴力とその他の深刻な形態の差別の危険を冒している国々に女性を戻さない責務がある。司法へのアクセスに関しては、委員会は、司法制度内の差別的慣行と固定観念を撤廃する方法に関して、国々にガイダンスを出し、複数の司法制度が女性の司法へのアクセスを制限することもあるそのやり方に対処した。

意見交換対話

ブラジル、スイス、リヒテンシュタイン、英国、ノルウェー、日本、モロッコ、コロンビア、イエーメン、チリ、欧州連合

質問事項: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、ジェンダー平等の達成における第三委員会の役割、加盟国間の技術的・金融的協力強化の新しい手段、「条約」批准の課題、市民社会のかわり、法改革と法律の執行、質の高い教育、「2030 アジェンダ」への女性・平和・安全保障の包摂

林氏の回答: 列国議会同盟 (IPU) との委員会の過去の協働に関して、委員会は地方レベルでその努力をよりよく理解してもらうために、議員との協働をさらに強化しようとしている。女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会との共同一般勧告は、この種の勧告の初めてのものであるが、条約機関の間のそのような協力は強化されるべきであり、ジェンダーの視点が全条約機関制度で考慮に入れられるべきである。

「2030 アジェンダ」に関しては、委員会は、勧告を出し続け、開発への人権の取組を奨励し続ける積りである。紛争状況にある女性に関しては、締約国は、脆弱な集団としての女性に救済策を提供するのみならず、女性が新しい社会の建設に参画できるように、変革の担い手としても女性を考える国内行動

計画を出すよう求められている。

委員会の簡素化した報告手続に関しては、新しい手続に従う最初の国は、2015年に報告をすることになっている。国々は完全な報告書を提出する必要はなく、委員会の質問票に回答することになる。報告書なしで質問を作成することが委員会にとっての課題となろう。十分な資金が欠如しているが、問題が克服されることを望んでいる。国々の中には、特に「条約」の第2条と16条に継続して留保条件を付しているところもあるが、建設的な変化はあり、委員会は、これら国々に留保条件の撤回を勧めている。教育に関しては、子どもは健康で家族と地域社会の支援を受ける必要があり、教員は、教える安全な環境を保証されなければならない、教材やカリキュラムは、子どもがジェンダーに配慮する大人になるために必要なスキルを与えるようにジェンダーに配慮したものでなければならない。

Ms. Puri の回答: 「2030 アジェンダ」のあらゆる側面にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを組織的に主流化するという公約を強調し、「これは大変に大きいことです」と述べる。「2030 アジェンダ」全体は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「北京行動綱領」を反映して、ジェンダー色の強いものである。その目標の中には、そのための指標が開発されているジェンダーに配慮したターゲットを有するものもある。「2030 アジェンダ」の目標を各国が達成する手助けをするデータが、委員会と国連ウィメンの作業の大きな部分である。イェーメンにおける紛争に関しては、国連ウィメンの支援の崩壊があった。決議 1325 号(2000年)に関して安全保障理事会で、女性・平和・安全保障に関する大変に重要な討論が起こっていて、国連ウィメンは、イェーメンのような重要な国々でそれを実施することに是非加わりたいと思っている。

議題紹介ステートメント(継続)

3. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 2015年6月の人権理事会による任命以来の努力の全体象をお話する。マンデートの行使においては、遺産を土台に、包括的で普遍的な取組に基づいて女性と女兒に対する暴力との闘いにおいて、加盟国とのパートナーシップと相乗作用を継続するつもりである。女性に対する暴力の重大さを明らかにし、女性を保護する国家の責任を明確にし、あらゆるレベルでメカニズムと政策を確立する際に進歩は遂げられてきたけれども、そのような暴力は、未だに普遍的で、拡散した、構造的なものである。女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000年)の15周年記念は、このアジェンダを推進する重要な機会を提供している。「2030 アジェンダ」の採択で、国際社会は、初めて人権としての女性の権利を含め、ジェンダー平等に関する特別な目標を加えた開発のための世界的なジェンダー枠組を持った。

マンデートを行使する際に、3つの領域が集中した時宜を得た注意を必要とする。第一は、包括的で効果的な国際基準の実施である。主たる仕事は、女性に対する暴力と闘い、これを防止するために、実施ギャップを埋め、国際的・地域的・国内的条約、政策、勧告の適用を促進すること、被害者を保護すること及び加害者を訴追することである。2番目の優先事項は、女性に対する暴力の防止とその根本原因をなくすことに関する進歩における作業を仕上げることである。有害なジェンダー固定観念に対処する建設的措置を取る国家の責務、有害な家族法を廃止する国家の責務、女性と女兒に対する暴力を防止する努力に男性と男児を含めること、女性に対する暴力と闘うためのあらゆるレベルでの意識啓発キャンペーンと教育及び保健ケア、社会活動、被害者の権利の分野での法律執行専門家の訓練に関して、さらなる明確化が必要とされる。女性に対する暴力の結果と被害者のためのサーヴィスに関してさらなる作業が必要である。最後の優先事項は、暴力的な過激主義のような直接的注意を必要とする現在の課題に関係する。最後に、女子差別撤廃委員会及びその他の条約機関、国連ウィメン、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)及び女性・平和・安全保障アジェンダを含め、女性に対する暴力に取り組んでいるその他の世界的・地域的メカニズムとの協力を強化するつもりであることを表明する。

意見交換対話

イラク、コロンビア、アイルランド、リトアニア、チェコ共和国、ブラジル、英国、アルメニア、カメルーン、米国、イスラエル、チリ、イェーメン、キューバ、スイス、欧州連合、パレスチナ国

発言内容: 極端な暴力と強制結婚を受けた女性と女兒のリハビリテーション、地方・地域レベルでの既存の規範の強化、「2030 アジェンダ」に女性に対する暴力の撤廃を含めること、イスラエルの暴力からパレスチナ女性を保護する実際的措置、暴力に対処する政策とプログラムに女性を関与させること及び女性に対する暴力を監視し、通報する地域・国際レベルの法的に拘束力のあるメカニズムの創設。

Ms. Simonovic の回答: 女性の参画を含め、女性と子どもに対する極端な暴力に関しては、緊急の国際行動が必要であることを強調する。残念なことに、協力は不足しており、政策とプログラムの実施も不十分である。訓練プログラムを提供し、万人を教育する必要性を強調し、加盟国が女性に対する暴力に対処し、ジェンダー平等のギャップを埋める新しい解決策を出す必要性を強調する。重複を避けつつ、国内・地域・国際レベルで具体的結果を出すことも必要である。NGO の役割を推奨するが、NGO は女性と子どもに対するあらゆる形態の暴力を根絶するための闘いに積極的にかかわっている。国内行動計画の採用と意識啓発キャンペーンの創設を認める。しかし、一番問題なのは、単に新しい法律を可決することよりも具体的な結果である。イェーメンの女性の状況に関しては、起こっている女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するためには、安全保障理事会の決議だけでは十分ではない。最後に、第 3 委員会が、異なった取組、解決策をまとめて、変革を起こすことができることを強調する。

Ms. Puri の回答: 国連ウィメンは、女性に対する暴力のテーマに大きな注意を引いてきた特別報告者と協力する特権を与えられてきた。「2030 アジェンダ」は、人権を保護し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを推進することを約束している。さらに、「アジェンダ」は、今から 2030 年の間に、男性と男児のかかわりを通して女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力が撤廃されることを目指している。この目的で、女性に対する暴力をなくすという目標を優先することが、持続可能な開発の不可欠の部分である。国連ウィメンは、関連プログラムと政策を実施する際に 80 カ国以上を支援して、女性に対する暴力をなくすことに関する 3 つの最も重要なプログラムを開発することを誇りに思っている。

一般討論

南アフリカ(G77/中国を代表)、シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)、グァイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、

10月12日(月)午後 第9回会議

議事項目 29(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(ECLAC)を代表)、ナミビア(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、カンボディア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、スロヴェニア、ポーランド、エジプト、ブラジル、フィリピン、コロンビア、イスラエル、フィンランド、メキシコ、米国、アルゼンチン、モロッコ、ペルー、シンガポール、パラグアイ、シリア・アラブ共和国、キューバ、タイ、アルジェリア、ロシア連邦、カナダ、韓国、カザフスタン、ナイジェリア、セネガル

10月13日(火)午前 第10回会議

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

アラブ首長国連邦、グアテマラ、ニカラグア、イラク、ジャマイカ、トルコ、スイス、レバノン、イラン・イスラム共和国、パキスタン、パレスチナ国、ホーリーシー、ナミビア、インド、テュニジア、ホンデュラス、キルギスタン、クウェート、ドミニカ共和国、日本、ケニア、ヴェトナム、エクアドル、中国、ボリヴィア多民族国家、イタリア、ジョージア、ウクライナ、エリトリア、オランダ、インドネシア、リヒテンシュタイン、モーリタニア

10月13日(水)午後 第11回会議

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

オーストラリア、モルディヴ、スリランカ、ラオ人民民主主義共和国、コモロ、ブルキナファソ、エ

ルサルヴァドル、スーダン、リトアニア、パナマ、ブルンディ、タンザニア、カタール、カンボディア、マレーシア、ニュージーランド、スリナム、マルタ、タジキスタン、ヨルダン、マダガスカル、コンゴ共和国、モザンビーク、ハイティ、ガボン、カーボヴェルデ、ジンバブエ、ルーマニア

矢口有乃日本政府代表代理のステートメント: 議長、「女性が輝く社会」の実現は、国内的にも海外においても資本の政策の指導原則です。日本の首相である安倍晋三氏が 2 年前の第 68 回総会でこの原則を発表して以来、日本は女性のエンパワーメントを実現する努力を惜しまないできました。

議長、私たちがこれまでに行ってきた努力とイニシャティヴをいくつか紹介させてください。国内的には、過去 3 年にわたって、9 万人以上の女性が労働市場に参入してまいりました。日本の新たに雇用された公務員間の女性の割合は、30%を超えています。私たちは、2020 年までに日本社会において女性が占める指導的地位約 30%という目標に向けて着実に前進しております。

今年は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号の採択 15 周年に当たります。この決議に従って、日本は国内の市民社会団体の協力を得て、独自の「行動計画」を立案しています。私たちは、この「行動計画」を着実に実施するつもりです。

8 月末に、新しい国連ウィメン・リエゾン・オフィスが東京に開設されました。安倍首相は、国連ウィメン事務局長の Ms. Phumzile Mlanbo-Ngcuka と共に開設式に出席し、祝辞を述べました。私たちはこの事務所がジェンダー平等運動の砦となり、アジア太平洋地域で重要な役割を果たすことを希望しています。

議長、2 年前の首相の誓約に従って、日本は、主として女性の地位向上を目的として 3 年にわたり 30 億ドル以上の支援を着実に実施してまいりました。

これら努力の一部として、国連ウィメンへの日本の寄付は、過去 2 年にわたって 10 倍に増加しています。6 月に、安倍晋三首相は、国連ウィメンの "HeForShe" キャンペーンの 10 名の国家の長の IMPACT チャンピオンの一人に選ばれました。先月のニューヨークへの訪問中に、首相は国連ウィメンの事務局長 Ms. Phumzile Mlanbo-Ngcuka のみならず、他の IMPACT チャンピオンとの晩餐会を主催しました。この席で、ジェンダー平等に向けたリーダーシップと協力を強化する生産的な対話がありました。

さらに、昨年が続いて、日本は、東京で世界女性集会「WAW! 2015」を再び主催いたしました。ジェンダー平等に関連する様々な問題に関する包括的な討議で、私たちはすでに公式の国連文書 A/C.3/70/3 として出版されている「WAW! To Do 2015」成果文書という形で行動のための提案を編集いたしました。

議長、しかしながら、これまでに述べました女性の地位の向上は、我が国におきましても世界におきましても、未だに重要な課題であります。この目的で、8 月に日本は、社会への女性の積極的にかかわりを推進する新しい法律を制定いたしました。女性がその能力を完全に行使できる社会を実現することにより、私たちは活気ある社会を築くことができるでしょう。

海外での女性のエンパワーメントへの支援を継続するために、日本は 12 年で初めてその「ODA チャーター」を改訂し、女性の参画を推進することの重要性に関する文言を入れました。今後 3 年にわたって日本は、万人、特に女性と女兒のエンパワーメントに向けた質の高い教育を確保するために、3 億 5,000 万ドルを超える援助を実施いたします。

女性のエンパワーメントとジェンダー平等のための疲れを知らない努力に対して、女子差別撤廃委員会議長林陽子氏を推奨したいと思えます。日本は女子差別撤廃委員会と継続して協力していくつもりです。

来年、日本は、G7 伊勢志摩サミットの開催国を務めます。サミットの議長国として、日本は女性の問題を認識して、継続して積極的にアジェンダを推進し、女性の地位の向上の実現に指導的役割を果たすつもりです。

議長、今年は新しい始まりの年です。私たちは、「北京宣言と行動綱領」の 20 年後のフォローアップを行い、「2030 アジェンダ」の活発な実施を始めなければなりません。日本は継続して国際社会と協力し、「女性が輝く社会」を実現いたします。

ご静聴ありがとうございました。

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ女性のすべての問題はイスラエルの行動の結果であったということを経験したことをパレスチナ国代表団から聞いて残念に思う。それほど単純ではないパレスチナ女性の状況の主たる理由は、パレスチナ社会の社会規範であり、社会における彼女たちの役割の変化に対する激しい怒りである。イス

ラエルを非難することは簡単だが、責任はパレスチナ女性の状況を改善しようとする努力を払わないパレスチナ人にある。もしパレスチナ人の前に鏡を置いて、パレスチナ社会の内部からパレスチナ女性の状況を変えることに集中し、イスラエルに対するそそのかしと暴力を止めるよう要請するならば、国連は建設的役割を果たすことができるであろう。

10月14日(水)午前 第12回会議

議事項目 29(継続)

一般討論(継続)

ボツワナ、ネパール、アルバニア、朝鮮民主人民共和国、アイスランド、カメルーン、マラウイ、ガーナ、バングラデシュ、クロアチア、スペイン、エチオピア、ノルウェー、ベナン、マリ、アゼルバイジャン、ザンビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルガリア、ルワンダ、リビア、サウディアラビア、ニジェール、国際赤十字委員会、マルタ騎士団、国際移動機関、国際赤十字赤新月社連盟、食糧農業機関、国際労働機関(ILO)

女性の地位向上の議事項目の下での一般討論

ステートメント総数 122

女性によるステートメント 54(44%)

男性によるステートメント 68(56%)

ステートメント内容

順位	ステートメント内容	数
1	女性に対する暴力(人身取引、差別、DV、ジェンダー暴力、被害者救済、FGM等)	82
2.	ジェンダー平等	73
3	女性のエンパワーメント(含経済的エンパワーメント)	63
4	意思決定への参画(含クオータ制)	62
5	教育と訓練(初等教育、中等教育、就学率、性教育、識字等)	49
6	労働(雇用、土地へのアクセス、ディーセント・ワーク、同一価値労働同一賃金、家事労働)	46
7	「2030 アジェンダ」	44
8	保健(妊産婦死亡と罹病、HIVとAIDS、性と生殖に関する健康/権利、家族計画等)	39
9	法と司法の整備	35
10	平和と安全保障(安保理決議1325号、紛争、平和構築、ISIL、紛争解決、平和維持等)	32
10	女性の地位の向上	32
12	経済(少額金融、起業、市場へのアクセス、相続、経済・金融危機、財産権、貿易等)	31
13	「北京宣言と行動綱領」(第4回世界女性会議、第23回特別総会等)	26
14	農山漁村女性	17
15	国連ウイメン	14

答弁権行使

日本: 韓国と朝鮮民主人民共和国に伝えるが、「慰安婦」に関連するものを含め、第二次世界大戦に関連する補償、財産、請求権の問題は、「サンフランシスコ条約」及びその他の協定で解決済みである。さらに、日本と朝鮮民主人民共和国の指導者たちは、国交正常化階段中にこの問題を討議することで合意している。女性に対する暴力に関する特別報告者の報告書には、日本が受け入れることのできない批判と勧告が含まれている。

ロシア連邦: ジョージアとウクライナのステートメントに伝える。アブカジアと南オセチアは、独立国であり、ウクライナはその国民の苦しみに対する責任を負わせる外国の敵を見つけようとしている。

韓国: いわゆる「慰安婦」の問題は、まだ解決していない。日本政府がその責任を認め受け入れるべきであるというのは間違いである。これは、単なる金銭的賠償ではなくて完全な説明責任を必要とする。

朝鮮民主人民共和国: 日本は首尾一貫してその過去の犯罪の歴史を否認してきた。

ジョージア: ロシア連邦に伝えるが、委員会はたった今、アブカジアと南オセチアにおける占領軍から話を聞いたばかりである。ロシアの占領の慣行は、ジョージアの領土に限られているわけではない。女性と女兒は、ロシアが締約国である条約の下での権利を得る資格があり、軍の占領の定義を想起する。

ウクライナ: ウクライナ領土でロシア軍がウクライナ兵士を攻撃し捕えている状態で、我が国の状況をロシア連邦による外国の侵略行為と考える。ロシア軍によって拘禁されている人々の釈放に対する他の国々による圧倒的支援を歓迎する。

日本: 日本の首相はすでに過去の犯罪を認め、その道徳的責任を完全に認識していることを繰り返し述べている。

韓国: 再発を防ぐための歴史的教訓としていわゆる「慰安婦」の問題を明らかにすることに向けて活動するよう日本に要請する。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本は韓国人に対する性奴隷を含め、過去の犯罪に対処すべきことを繰り返し述べる。

10月14日(水)午後 第13回会議

議事項目 68: 子どもの権利の推進と保護、(a)子どもの権利の推進と保護、(b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

提出文書

1. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/70/162)
2. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者報告書(A/70/222)
3. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表報告書(A/70/289)
4. 「子どもの権利に関する条約」の状態に関する事務総長報告書(A/70/315)6
5. 子ども特別総会の成果のフォローアップに関する事務総長報告書(A/70/265)

議題紹介ステートメント

1. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

質問とコメント

テュニジア、英国、アルジェリア、コロンビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ノルウェー、欧州連合、スイス、エストニア、チャド、モロッコ、マレーシア、米国、ドイツ、イエーメン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イスラエル、ミャンマー、コーティヴォワール、パレスチナ国

質問内容: 徴兵防止と社会への再統合、洗脳を含めた極端主義・テロリスト集団に関わった子どもが直面する課題、武力紛争中の子どもに対する暴力の加害者に責任を取らせるためのメカニズム、仲裁と和平プロセスへの子どものかかわり、国連支持者による子ども虐待の防止と申し立てへの対応、武力紛争中の学校と教育権の保護、武力紛争に関わった子どもたちの再統合と持続可能な開発目標の実現との間の関連性

Ms. Zerrougui の回答

議題紹介ステートメント

2. Maria Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質問とコメント

ブラジル、チリ、パナマ、メキシコ、日本、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン、モロッコ、ドミニカ共和国、米国、ポルトガル、キューバ、ノルウェー、スペイン、モルディヴ、コロンビア、シンガポール

質問内容: 子どもと思春期の若者の権利の推進と保護についての情報、国内・地域枠組の強化、勧告実施の実際的方法、学校の安全の推進、法的手続きにおける子ども、より効果的な少年司法制度構築における国際社会の役割、子どもの権利推進のためのニュー・テクノロジーの利用、2016年の報告者の優先事項、「2030 アジェンダ」の下での加盟国間の協力、武力紛争中に性暴力を受けた子ども、社会への子どもの再統合、子どもに対する暴力の防止、情報の普及、いじめ

Ms. Santos Pais の回答

議題紹介ステートメント

3. Omar Abdi 国連子ども基金(ユニセフ)副事務局長

質問とコメント

ジンバブエ、イスラエル、カメルーン

質問内容: イスラエルにいるアラブ人学生の教育を含めた教育への権利についての情報、2030年までの世界的な教育の道程表、子どもに対する差別的慣行撤廃のための質の高い教育制度の確立

Mr. Abdi の回答

一般討論

シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)

10月15日(木)午前 第14回会議

議事項目 68(継続)

議題紹介ステートメント

4. Benyam Dawit Mezmur 子どもの権利委員会議長

質問とコメント

欧州連合、日本、メキシコ、アイスランド、アイルランド

質問内容: 教育へのアクセス、女子差別撤廃委員会(CEDAW)と委員会という2つの事務所の経験との共同作業、子どもの権利を完全に実施するためのパートナーシップの可能性、市民社会の役割

Mr. Mezmur の回答

議題紹介ステートメント

5. Maud De Boer-Buquicchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者

質問とコメント

スイス、米国、欧州連合、日本、メキシコ

質問内容: 好事例、意識啓発キャンペーン、性暴力被害者としての男児、質の高い教育へのアクセスに関する政策勧告、子どもポルノの撤廃、社会への子どもの再統合

Ms. De Boer-Buquicchio の回答

一般討論(継続)

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、マラウイ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、ミャンマー(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合、ポーランド、エジプト、フィリピン、モロッコ、スロヴェニア、メキシコ、米国、イタリア、イスラエル、シンガポール、ペルー、ドミニカ共和国

10月15日(木)午後 第15回会議

議事項目 68(継続)

一般討論(継続)

パラグアイ、シリア・アラブ共和国、キューバ、タイ、アルジェリア、ロシア連邦、韓国、カザフスタン、チュニジア、ケニア、アラブ首長国連邦、ニカラグア、インド、イラク、ジャマイカ、カナダ、レバノン、イラク、ノルウェー、バレスチナ国、ホーリーシー、キルギスタン、トルコ、モザンビーク、日本、グアテマラ、ナイジェリア、スーダン、ボリヴィア多民族国家、中国、パキスタン

矢口有乃日本政府代表代理のステートメント：議長、明るい未来に向けて世界の子どもたちを支援し、恐怖と暴力のない生活を彼らに提供することが、日本を含めた国際社会全体の使命であります。私は、特に子どもたちを支援し保護する責任を負っている国連機関や事務所を心から尊敬いたします。

日本といたしましては、この重要な使命を果たすために最善を尽くしております。私は、このステートメントの中で、教育、武力紛争、貧困という3つの点に重点を置いてお話させていただきます。

議長、昨年の一般討論で申し上げましたように、子どもの教育は、社会の経済的・社会的開発のみならず、尊重され、尊厳を持って暮らす個々の子どもの未来の能力を改善するためにも極めて重要であります。しかし、多くの子どもたち、特に女兒は、財政的・文化的または安全保障関連の制約のために学校に出席することを許されないでいます。

日本は、世界の多くの部分で中等教育に見られるジェンダー格差について大変に心配しています。8月に、東京で開催された「世界女性集会：WAW! 2015」は、「女兒と教育」というテーマに関する討論に関わりました。このシンポジウムに出された UNGEI の報告書は、測定された 162 カ国のうち、わずか 56% しか、男児も女兒も同率で初等教育を修了することができる環境を醸成していないことを示しています。このジェンダー格差の背後にある状況の大部分が、女兒が思春期に入る時に起こる困難のためであることも論じられました。

この状況に沿って、日本は、女性と女兒が質の高い教育を受けることができることを保障するために、2015年から3年にわたって3億5,000万ドル以上の援助を実施するつもりです。

議長、武力紛争は、子どもたちが健全に育つために必要な環境を破壊します。元子ども兵士であった Michel Chikwanine によって書かれた回顧録は、この問題の大変に衝撃的な姿を提供しました。Michel はコンゴ民主共和国で5歳の時に校庭から誘拐され、子ども兵士としてのその手ほどの一部として、12歳の友人を射殺するよう強制されました。Michel Chikwanine が経験したような悲劇的な子ども期は、世界中で継続して起こっています。私たちは、子ども兵の募集と利用を撤廃するための努力を強化する必要があります。

この点で、私たちは、今年6月18日に採択された安全保障理事会決議 2225 号を歓迎いたします。行動計画と関連プログラムを通してこの決議を実施することが重要です。日本は、元子ども兵士の社会的リハビリテーションのために、ユニセフと継続して協力するつもりです。私たちは、「子どもたち、兵士ではない」キャンペーンをどのように非国家軍にまで延長するかを認識する課題が依然として残っていることを認めて、このキャンペーンも支援いたします。

議長、子どもの貧困の問題は、近年我が国での社会問題となっております。これに対応して、日本政府は、2014年8月に、子どもの貧困と闘うための政策オンラインを立案いたしました。貧困の世代間連鎖に対処し、人的資源の開発を推進するために、この政策オンラインは、子どもの視点に基づく継続する政策実施を目的としております。これには、教育支援、後見人のための就職支援及び子どもの貧困についての継続する調査が含まれております。私たちは、「子どもの未来を支える国内運動」と呼ばれる子どもの貧困に関する官民イニシアティブも開発しております。

さらに先月、日本は、日本の教育のための国際協力を戦略化することに役立つ新しい「平和と成長のための学習戦略」を発表いたしました。「包括的で公正な質の高い教育協力」が、この戦略の柱の一つです。武力紛争と貧困の状況で、子どものための質の高い教育へのアクセスを確保することは緊急の問題であります。日本は、教育が貧困を克服するために極めて重要であるとの理解に基づいて、貧困で苦しむ国々または地域において教育支援を推進いたします。

議長、日本は子どもの権利の国際的推進と保護の基礎として、「子どもの権利に関する条約」を評価しております。この関連で、私たちは、締約国会議で2016年6月に開催される選挙で、子どもの権利委員会への候補者として大谷美紀子氏を指名いたしました。

日本は、国際社会及び市民社会と協力して、子どもを保護し、その権利を実現する努力を継続いたします。

ご静聴ありがとうございました。

答弁権行使

イスラエル：シリアによる非難にあっけにとられている。恐ろしいシリア政権によって殺害された人々の中に子どももおり、これはアムネスティ・インターナショナルや人権監視機構が文書化していることである。パレスチナ人たちは、再び一方的で誤った姿を提示しており、イスラエルが彼らに何をしているかについて苦情を言っているが、自分たちの子どもたちに何をしているかについては何も建設的なこ

とは示していない。イスラエルは子どもたちが恐怖のメッセンジャーになっていることを残念に思う。折衝のテーブルに戻ることが望まれる 2 国並立に向けた唯一の方法である。

パレスチナ国: イスラエル代表団は、首尾一貫してパレスチナの違法な占領に対処できないでいる。現実には、外国軍の占領が、イスラエルが踏みにじっているパレスチナで起こっていることである。子どもたちは、国際社会が終わらせることのできる占領の直接的結果として命を失った。

イスラエル: パレスチナ代表の現実の不明瞭化を残念に思う。パレスチナ代表は、パレスチナ人がその子どもたちに何ができるのかを何も提案しなかったが、これは大変に悲しいことである。

10月16日(金)午前 第16回会議

議事項目 68(継続)

一般討論(継続)

エリトリア、エルサルヴァドル、スリランカ、モルディヴ、ラオ人民民主主義共和国、ブルキナファソ、パナマ、タンザニア連合共和国、ミャンマー、アイスランド、インドネシア、マレーシア、マダガスカル、ジョージア、ブラジル、ハイティ、アルバニア、南アフリカ、モナコ、スペイン、ベナン、バーレーン、アゼルバイジャン、アルメニア、コモロ、ブルガリア、コロンビア、ザンビア、マラウイ、サンマリノ、モンテネグロ、クウェート

10月16日(金)午後 第17回会議

議事項目 68(継続)

一般討論(継続)

カタール、リビア、ウクライナ、コンゴ共和国、トンガ、コーティヴォワール、コスタリカ、ブルネイ・ダルサーラム、エチオピア、ニジェール、ギニア、国際赤十字委員会(ICRC)、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)、ボツワナ

答弁権行使

ロシア連邦: ジョージアのステートメントに関して、南オセチアとアブカジアは独立国でありロシア連邦は何ら効果的な管轄権は有していない。もしジョージアに提起すべき問題があるならば、それぞれの当局に連絡するべきである。既存のデータは、南オセチアの 7 つの学校では、ジョージア語で教えていることを示している。ジョージアではいくつかの学校でアブカジア語を教えているのか知るのがよからう。ウクライナのステートメントに関しては、ウクライナ代表はロシア連邦について中傷的なステートメントをするためにあらゆる機会を利用している。子どもの状況でそのようなことをするのはシニカルである。大勢の子どもがキエフ政権の行動の結果殺害されたり負傷したりした。大勢が、水、保健ケア、教育へのアクセスに問題を抱えている。ウクライナ人は、維持される平和と武力紛争の結果を克服することに向けたその責務を遂行するべきである。

ジョージア: ロシア連邦がなんと言おうとかかわりなく、事実が自ら語っている。ジョージア政府は、ジョージアの被占領地での子どもの問題に対処する能力を否定されてきた。政府にはアクセスがなく、国際的な監視メカニズムもない。これは大変に心配なことである。ロシア連邦のステートメントは、現地で何が起こっているかを依然として完全に否認しているので、国際社会を欺くことにしか役立たないのは残念である。占領体制の話となると、紛争はたった一つしかなく、それたジョージアとロシア連邦との間の紛争である。

ウクライナ: アクライナには 150 万人の国内避難民がおり、その 25%が子どもである。彼らの苦しみは大きい。これは予測や空想ができる状況ではない。ロシア連邦代表はこの点について考えるよう要請される。我が国では人々が貴国のために毎日亡くなっているのである。背中にナイフを刺してそれを振ることは兄弟としての振る舞いではない。私も家族を亡くしたが、同じ世界で暮らしている人々から非難の言葉を聴くことは辛いことである。

10月19日(月)午前 第18回会議

議事項目 69: 先住民族の権利、(a)先住民族の権利、(b)「世界先住民族会議」として知られている総会高官本会議の成果文書のフォローアップ

提出文書

1. 「世界先住民族会議」として知られている総会高官本会議の成果文書の実施において遂げられた進歩に関する事務総長報告書(A/70/84-E/2015/76)
2. 先住民族の権利に関する事務総長メモ(A/70/301)

一般討論

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、メキシコ(「先住民族に関する世界会議」友好国グループを代表)、欧州連合、スウェーデン(北欧諸国を代表)、ペルー、メキシコ、米国、フィリピン、ニカラグア、パラグアイ、ロシア連邦、ブラジル、イラン・イスラム共和国、ホーリーシー、日本、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、中国、ウクライナ、ニュージーランド、マレーシア、フィジー、ボリヴィア多民族国家、国際労働機関(ILO)、南アフリカ、グアテマラ、アルゼンチン、エルサルバドル、ネパール

矢口有乃日本政府代表代理のステートメント: 議長、先住民族の権利に関して日本政府を代表して第3委員会では話させていただくのは大変な名誉であります。

2008年に日本政府は、アイヌ民族を日本における先住民族と認めました。アイヌ民族は、特異な言語と特有の文化と宗教を有しております。昨年、アイヌ社会の代表が、先住民族世界会議として知られている第69回の高官本会議に日本政府代表団のメンバーとして参加いたしました。

「先住民族世界会議」で採択された成果文書に関して私たちの努力と発展に重点を置いて話させていただくためにこの機会を利用させていただきたいと思っております。

第一に、成果文書の中で、先住民族に影響を及ぼすかも知れない法的・行政的措置を採用し、実施する前に、先住民族と誠実に相談し、協力し、先住民族女性の意思決定プロセスへの完全かつ効果的の参画を確保するという私たちの公約を再確認いたしました。

この公約に沿って、日本政府は、内閣官房長官が主催するアイヌ政策推進協議会を設立し、この協議会は、2009年以来継続して会議を開催してきました。この協議会は、女性を含めたアイヌ民族代表の参画を通してアイヌ民族の考え方や意見を考慮に入れて、包括的に、効果的にアイヌ政策を推進することを目的としております。我が国は、継続して意思決定プロセスでアイヌ民族と密接に協力するつもりです。

第二に、成果文書は、先住民族の福利を改善するために、質の高い教育、保健、住居及びその他の経済・社会プログラムへの平等なアクセスを確保することも述べております。日本は、すでにアイヌ民族の生活を改善し、北海道における彼らの社会的・経済的地位を向上するための措置を実施してきました。さらに、私たちは、北海道以外のアイヌ社会の構成員も応募できるアイヌ青年のための奨学金の設立を含め、北海道以外にいるアイヌ民族のための措置を開発しております。

議長、最後に、「先住民族の権利に関する国連宣言」に関連して、すべての民族の多様性が尊重される社会を達成するために、日本は継続してアイヌ民族と密接に協力するつもりです。さらに私たちは、国連及びその他の国際社会の行為者と協力して、世界中で先住民族が直面している多くの問題と取り組む努力を払うことにコミットしております。

ご静聴ありがとうございました、議長。

10月20日(火)午前 第19回会議

議事項目 73: 人権の推進と保護、(a)人権条約の実施、(d)「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップの包括的実施

提出文書

1. 拷問禁止委員会報告書(A/70/44)

2. すべての移動労働者とその家族の権利の保護に関する委員会報告書(A/70/48)
3. 障害者の権利委員会報告書(A/70/55)
4. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総長報告書(A/70/223)
5. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約の選択議定書」によって設立された特別基金に関する事務総長報告書(A/70/273)
6. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金に関する事務総長報告書(A/70/299)
7. 人権条約機関の議長報告書を伝える事務総長メモ(A/70/302)
8. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰の防止に関する小委員会の第8回年次報告書を伝える事務総長メモ(A/70/425)
9. 人権高等弁務官報告書(A/70/36)

議題紹介ステートメント

1. Ivan Simonovic 人権のための事務総長補

質問とコメント

チェコ共和国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦

質問内容: 脅しと報復に関するサンノゼ・ガイドラインの作成、領土外及び特別な囚人引き渡し

Mr. Simonovic の回答

議題紹介ステートメント

2. Claudio Grossman 拷問禁止委員会議長

質問とコメント

コロンビア、英国、リヒテンシュタイン、イラク、デンマーク、アゼルバイジャン、欧州連合

質問内容: 勧告の実施、刑務所と拘禁センター、「条約」の普遍的批准、警察の残虐行為、テロリズムに対処する措置、脅しまたは報復に対するガイドライン

Mr. Grossman の回答

議題紹介ステートメント

3. Malcolm Evans 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の防止に関する小委員会議長

質問とコメント

スイス、チェコ共和国、欧州連合、英国、アゼルバイジャン、デンマーク、チリ、アルメニア

質問内容: 「囚人の待遇のための国連最低基準規則(「マンデラ規則」)」、新締約国との協力、国内防止メカニズム、批准と実施の克服に関する国々への支援、脅しと報復

Mr. Evans の回答

議題紹介ステートメント

4. Juan Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

質問とコメント

デンマーク、米国、リヒテンシュタイン、フィジー、ジョージア、スイス、ノルウェー、英国、チェコ共和国、ブラジル、ロシア連邦、アゼルバイジャン、アルメニア、欧州連合

質問内容: 脅しと報復の問題、LGBT 及び間性の人々の状況、子ども、難民、亡命者の拘禁、領土外の問題、特別報告者によるバーレーンとジョージアの被占領地への訪問の試み

Mr. Mendez の回答

10月20日(火)午後 第20回会議

議事項目 72(a)(d)(継続)

議題紹介ステートメント

5. Fabian Salvioli 人権委員会議長

質問とコメント

アルゼンチン、欧州連合、スイス、ベラルーシ、英国、キューバ、シエラレオネ(アフリカ諸国グループを代表)、アイスランド、ナイジェリア、エジプト

質問内容: 人権委員会の資金不足、移動者の状況、報告プロセス、死刑、条約機関改革、国の遵守、サンノゼ・ガイドライン

Mr. Salvoili の回答

議題紹介ステートメント

6. Mikel Mancisidor De La Euenta 経済的・社会的・文化的権利副議長

質問とコメント

ポルトガル(アルゼンチン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、コスタリカ、エルサルヴァドル、エクアドル、フィンランド、フランス、イタリア、モンテネグロ、モンゴル、スペイン、ウルグアイも代表)、ポーランド、欧州連合、スペイン、ナイジェリア、南アフリカ

質問内容: 経済的・社会的・文化的権利に関する法律学を強化するための国内レベルの戦略的訴訟、緊縮措置が権利の享受に与えるインパクト、委員会が委託する今後の一般勧告、脆弱な集団にインパクトを与える予算削減に対処するツール、汚職、個人の通報を作成する際に個人が直面する課題、特に簡素化された報告手続の導入に関して、条約機関強化プロセスの成果のインパクト

Mr. Mancisidor De La Fuente の回答

議事項目 69(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメント

Ms. Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

質問とコメント

オーストラリア、欧州連合、ノルウェー、メキシコ、米国、パナマ、カメルーン、コンゴ共和国、ナイジェリア

質問事項: 国際投資と自由貿易協定、特別報告者のマンデートと企業と人権に関する国連作業部会との間の協力の強化、来るパリでの国連気候変動枠組条約締約国会議、多民族・多文化国家の協議プロトコール

Ms. Tauli-Corpuz の回答

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナ代表が、政治的動機のある問題を提起するために重要な先住民族の問題を利用したことを残念に思う。ロシア政府がかかわるすべての人権侵害の申し立ては、クリミアのタタール人の問題を含め、実証され、捜査され、訴追されていることを想起する。

ウクライナ: ロシア連邦はウクライナ領土の一部を違法に併合し、抗議する機会さえ与えずにクリミアの200万人以上の住民の市民権を移した。

ロシア連邦: すべての代表団が、第3委員会でも現在討議されている問題に対処するために答弁権を用いることが重要であることを強調する。

ウクライナ: クリミアのタタール人の状況は、第3委員会のマンデートの下にあり、この問題が現在討議されている。

バーレーン: 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者との意見交換対話中に、チェコ共和国によって提起された問題に答えるが、第 25 回人権理事会のサイドラインで、バーレーンの外務大臣は、訪問が 2011 年 2 月と 3 月の出来事に対処する努力を損ない、和解が必要な時に「代替の話」を生み出すだろうとの懸念を特別報告者に対して表明した。政府は特別手続と協力することにコミットしているが、いつ招かれるかに関する権利を留保している。

議事項目 72(a)(d)(継続)

一般討論

ニュージーランド(オーストラリアアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)

10月21日(水)午前 第21回会議

議事項目 72(b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題、(c)人権状況と特別報告者・特別代表の報告書

議題紹介ステートメント

1. Xeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

質問とコメント

ブラジル、モロッコ、コスタリカ、コロンビア、チリ、オーストリア、アイルランド、イラン・イスラム共和国、インド、メキシコ、インドネシア、スイス、中国、ロシア連邦、欧州連合、ラトヴィア、英国、米国、ベラルーシ、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スペイン、キューバ、イラク、朝鮮民主主義人民共和国、イエメン、リビア、スーダン、アルメニア、シエラレオネ(アフリカ諸国グループを代表)、シリア・アラブ共和国、エジプト、トルコ、ナイジェリア、イスラエル、ミャンマー、エリトリア、パレスチナ国、イスラム協力団体

質問内容: 国際人権システムを強化する方法、移動者の権利のより良い保護を確保するような国際機関間の調整、平和・賠償・再発防止の保証、性的指向とジェンダー・アイデンティティを根拠としたジェンダー不平等・暴力・差別との闘い、宗教的憎悪との闘いを含めた全世界で宗教的マイノリティが直面している課題に対処する措置、開発への権利をさらに強化するための計画、新しいソーシャル・メディアのインパクト、表現・結社・平和的集会の自由の保護、高等弁務官事務所・そのマンデート・独立性・再編成・普遍的定期的レビューを含めた他の国連人権メカニズムの補完性への資金の配分、加盟国と OHCHR との協力、「2030 アジェンダ」、国連とその代表者及び人権分野のメカニズムとの協力に関する人権理事会決議 24/24 の実施、OHCHR の機能上の独立性、人道違反の犯罪を防止するためのメカニズム、事務所と人権理事会のマンデート、人権課題に直面している国々における人権侵害の監視と調査及び技術支援、テロリズム支援国家に圧力をかける OHCHR の作業計画、移動・難民危機に対処するためのメカニズム

Mr. Al Hussein の回答

10月21日(水)午後 第22回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

2. Vijay Nambiar ミャンマーに関する事務総長特別顧問

質問とコメント

ミャンマー、英国、マレーシア、エジプト(イスラム協力団体諸国を代表)、欧州連合

質問内容: ロヒンギャ人の状況、選挙後の国連のミャンマー政府とのかかわり、共同体の分極化、全国的休戦の実施

Mr. Nambiar の回答

議題紹介ステートメント

3. Ivan Simonovic 人権事務総長補

質問とコメント

イラン・イスラム共和国

コメント内容: 事務総長報告書の欠点

議題紹介ステートメント

4. Emmanuel Decaux 強制失踪委員会議長

質問とコメント

メキシコ、モロッコ、欧州連合、アルゼンチン、フランス、**日本**、アルメニア、コロンビア

質問内容: 「条約」批准国数を増やすための措置、被害者に対する報復、普遍的批准に向けた意識啓発、委員会の作業の予算上の制約のインパクト

Mr. Decaux の回答

議題紹介ステートメント

5. Bernard Duhaime 強制または任意によらない失踪に関する国連作業部会副議長

質問とコメント

アルゼンチン、モロッコ、欧州連合、フランス、米国、メキシコ

質問内容: 移動者、人的資源の提供、非国家行為者が行う失踪、クリミアの状況

Mr. Duhaime の回答

10月22日(木)午前 第23回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

6. Dainius Poras 最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者

質問とコメント

中国、欧州連合、モロッコ、南アフリカ、ブラジル、インドネシア、コロンビア

質問内容: 開発途上国における保健ケアの能力開発、幼児期保健と生存監視のための指標と基準、機関と団体間の協力、意見を聴いてもらう子どもの権利

Mr. Puras の回答

議題紹介ステートメント

7. Ikponwosa Ero 障害者の人権享受に関する独立専門家

質問とコメント

タンザニア連合共和国、ポルトガル、米国、欧州連合

質問内容: 差別に関連する意識啓発努力、世界レベルでの調整された行動、障害者に対する差別と暴力に対処する国際枠組

Ms. Ikponwosa Ero の回答

議題紹介ステートメント

8. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

質問とコメント

モロッコ、欧州連合、ブラジル、インドネシア、ドイツ、モルディヴ、南アフリカ、カメルーン、イラク

質問内容: 「2030 アジェンダ」と「ハビタット III」との関係、無宿者、強制立ち退き、適切な住居に対する地方自治体の役割、財産権の推進に関する各国のためのガイダンス

Ms. Farha の回答

10月22日(木)午後 第24回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

9. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

質問とコメント

ノルウェー、アイルランド、チェコ共和国、欧州連合、ポーランド、スイス、リヒテンシュタイン、ブラジル、リトアニア、英国、キューバ、モルディヴ、コロンビア、米国、カナダ、ロシア連邦、コスタリカ

質問内容: 人権擁護者とジャーナリストに対する制限・暴力・ハラスメント、女性人権擁護者と LGBT の権利擁護者の状況、人権擁護者の権利侵害に対する説明責任、密告者の保護、女性人権擁護者の役割を支援する好事例、特別報告者の未決の要請、ニュー・テクノロジーのインパクト、人権擁護者の権利と責務、報復からの人権擁護者の保護、若い人権擁護者の作業の保護、他の特別手続マンデート保持者との特別報告者の協力

Mr. Forst の回答

議題紹介ステートメント

10. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

質問とコメント

ブラジル、スイス、米国、欧州連合、エストニア、リヒテンシュタイン、ポーランド、ノルウェー、英国、オーストリア、チェコ共和国、コロンビア、モルディヴ、コスタリカ、キューバ、ロシア連邦、フランス

質問内容: 密告者に保護を提供するメカニズムと彼らに対する報復行為、好事例、オンライン・プライバシーと匿名性、国の安全保障と情報にアクセスし意見を述べる権利

Mr. Kye の回答

議題紹介ステートメント

11. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質問とコメント

スイス、米国、アイルランド、欧州連合、オーストリア、ロシア連邦、ノルウェー、カナダ、ポーランド、イラク、メキシコ、英国、ドイツ、トルコ

質問内容: 子どもの宗教と信念の自由、有害な伝統的慣行との闘い、宗教的マイノリティ・グループ及び先住民族グループに属する子どもの権利保護、棄教と漸進的変化の被犯罪化、子どもの能力という考え方の解釈と測定、子どもの急進化の危険の制限、受け入れ国における移動する子どもに対するイスラム嫌い

Mr. Bielefeldt の回答

10月23日(金)午前 第25回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

12. Francisco Carrion Mena すべての移動労働者とその家族の権利の保護に関する委員会議長

質問とコメント

メキシコ、モロッコ、カタール、インドネシア

質問内容: 「条約」の普遍的批准、国境を超えた人々の移動の性質、移動労働者を保護するための国内法

Mr. Mena の回答

議題紹介ステートメント

13. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

質問とコメント

米国、欧州連合、メキシコ、スイス、ナイジェリア、ブラジル、カタール、トルコ、コスタリカ、コロンビア

質問内容: 募集機関の安全性、倫理的募集対民間セクターの役割、移動者の司法へのアクセス

Mr. Crepeau の回答

議題紹介ステートメント

14. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

質問とコメント

モロッコ、ベラルーシ、フィジー、モルディヴ、欧州連合、米国、スイス、ナイジェリア、モンゴル、英国、南アフリカ、カタール、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ

質問内容: 法的手段の強化、防止措置、国家と市民社会団体の役割、移動と人身取引との間の関連性、証人の保護、相当の注意義務の行使、好事例

Ms. Giammarinaro の回答

10月23日(金)午後 第26回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

15. Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長

質問とコメント

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、ナイジェリア、キューバ、モロッコ、パナマ、中国、南アフリカ、パキスタン

質問内容: 作業部会の作業とマンデート、「3020 アジェンダ」実施の状況での開発への権利、2016年の「国連開発への権利宣言」13周年、開発倫理、国連レベルでの周年を記念するイニシャティヴ

Mr. Akram の回答

議題紹介ステートメント

16. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

質問とコメント

キューバ、メキシコ、スイス、インドネシア、カタール、ノルウェー、欧州連合、南アフリカ、コロンビア、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、モロッコ、国連食糧農業機関(FAO)

質問内容: 「2030 アジェンダ」、農地の利用と「土地の強奪」、企業・科学セクターの役割、気候変動が漁業与えるインパクト、パリでの来る「国連気候変動枠組条約」締約国会議

Ms Elver の回答

議題紹介ステートメント

17. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

質問とコメント

コロンビア、ノルウェー、メキシコ、欧州連合、ブラジル、コスタリカ

質問内容: 世界銀行プロジェクトの人権インパクト、開発プロジェクトの受益者の参画、条約機関、国連人権メカニズム、開発機関の役割

Mr. Alston の回答

10月26日(月)午前 第27回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

18. Alfred Maurice De Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質問とコメント

モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、アルジェリア、ロシア連邦

質問内容: 企業と人権に関する作業部会との協働、多国籍企業との協力、企業と人権に関する法的拘束力のある国際文書の採択に向けた進歩と課題

Mr. De Zayas の回答

議題紹介ステートメント

19. Juan Pablo Bohoslavsky 外国の負債とその他の国家の財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

質問とコメント

スーダン、アルゼンチン、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

質問内容: ソヴリン・デット救済、違法な資金、金融危機に対する持続可能な改革

Mr. Bohoslavsky の回答

議題紹介ステートメント

20. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

質問とコメント

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、イラク、キューバ、スーダン、アルジェリア、ベラルーシ、ロシア連邦、ジンバブエ、シリア・アラブ共和国、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

質問内容: スーダンの人権状況に関連して国家に課せられる措置と国家と国際団体の役割、一方的強制措置の効果と国家との相談、報告書に含まれている勧告、報告者のマンデートの効果的実行、利害関係者との協力

Mr. Jaziry の回答

10月26日(月)午後 第28回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

21. Farida Shaheed 文化的権利の分野の特別報告者

質問とコメント

パキスタン、欧州連合、ロシア連邦、ブラジル、キューバ、モロッコ、メキシコ

質問内容: 科学的調査、国の特許制度、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、文化的多様性、「視覚障害者と活字障害者による出版物へのアクセスを促進するためのマラケッシュ条約」

Ms. Shaheed の回答

議題紹介ステートメント

22. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

質問とコメント

メキシコ、英国、米国、モロッコ、カタール、ロシア連邦、欧州連合、スイス、ブラジル、イラク、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、パキスタン

質問内容: テロリスト攻撃の被害者、テロリズムと闘う措置の透明性、Mr. Emmerson のマンデートの重複、市民社会活動の透明性、国際人道法の下での周縁化された人々の保護

Mr. Emmerson の回答

議題紹介ステートメント

23. Pablo De Greiff 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者

質問とコメント

モロッコ、コロンビア、米国、アルゼンチン、欧州連合、ブラジル、アルメニア、スイス、ナイジェリア、ノルウェー

質問内容: 教育と人権訓練、紛争後の調査システム、市民社会の役割、ジェンダー関連の人権侵害と大量虐殺の賠償、移行司法プロセスにおける市民社会の保護

Mr. Grieff の回答

10月27日(火)午前 第29回会議

議事項目 27(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

24. Margaret Yungk 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する国連作業部会議長

質問とコメント

モロッコ、スイス、メキシコ、コロンビア、欧州連合、チェコ共和国、ノルウェー、チリ、米国、インドネシア、南アフリカ

質問内容: 「持続可能な開発目標」、国内行動計画、国営企業の場合を含め、指導原則の遵守を測定する方法

Ms. Yungk の回答

議題紹介ステートメント

25. Maina Kiai 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

質問とコメント

米国、モロッコ、イラン・イスラム共和国、アイルランド、欧州連合、ロシア連邦、チェコ共和国、スイス、マレーシア、英国、ノルウェー、ポーランド、カザフスタン、コロンビア、パキスタン、ラオ人民民主主義共和国

質問内容: 市民社会のための機能的環境の経済的利益、国内及び多国間レベルでの市民社会の参画の強化、企業と市民社会団体のための安全な環境を保証しつつテロリズムと闘うための措置、市民社会団体の作業をさらに支援し利益を受けるようにどのように企業を奨励するか、企業と人権のアジェンダ、特に市民社会のスペースを保護し高めるために企業が果たすことのできる役割、市民社会団体に対する政治的動機の制限と闘う国際的手段

Mr. Kiai の回答

議題紹介ステートメント

26. Monica Pinto 裁判官と弁護士独立性に関する特別報告者

質問とコメント

カタール、欧州連合、米国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、モロッコ

質問内容: 「持続可能な開発目標」と弁護士と裁判官の独立性との間の関係、子どもの権利、好事例、司法の独立に関する直接的課題、特別報告者のこれから出る報告書

Ms. Pinto 回答

10月27日(火)午後 第30回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

27. Maria Soledad Cisternas Reyes 障害者の権利委員会議長

質問とコメント

メキシコ、イスラエル、ノルウェー(デンマークも代表)、欧州連合、スイス、モロッコ、コロンビア、チリ、コスタリカ

質問内容: 好事例、アクセス可能性、「2030 アジェンダ」、条約機関間の情報の交換、社会的保護、さらなる国際基準の遵守

Ms. Reyes の回答

議題紹介ステートメント

28. Catalina Devandas-Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者

質問とコメント

メキシコ、カタール、インドネシア、スペイン、欧州連合、イラン・イスラム共和国、モルディブ、ブラジル、米国、モロッコ、スーダン

質問内容: 障害者の権利保護を確保することを目的とした国内努力、障害者の特別なニーズを貧困根絶プログラムに統合することに関する懸念、開発途上国が直面している課題に対処する国際協力、障害を持つ女性と女兒の特別なニーズへの対処、一方的強制措置が対象国の障害者の社会保護に与える否定的インパクト、「2030 アジェンダ」と「障害者権利条約」との間の乖離縮小化

Ms. Devandas Aguilar の回答

議題紹介ステートメント

29. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家

質問とコメント

フィリピン、ブラジル、モロッコ

質問内容: 「2030 アジェンダ」の実現への国際連帯の貢献、宣言作成のプロセス、国連システム全体を通して国際連帯を主流化する方法、人道連帯の好事例

Ms. Dandan の回答

10月28日(水)午前 第31回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

30. Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者

質問とコメント

モロッコ、ジョージア、イラク、オーストリア、欧州連合、リヒテンシュタイン、フィリピン、米国、ノルウェー、ウクライナ(民主主義・経済開発団体(GUAM)を代表)、アゼルバイジャン、アルメニア、ナイジェリア、スイス、英国、国際移動機関

質問内容: 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、好事例、地域団体の役割、シリアへのアクセス、データの調和、地方自治体のかかわり、国連イニシアティブと機関の役割対統的解決

Ms. Beyani の回答

議題紹介ステートメント

31. Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者

質問とコメント

イラク、欧州連合、ロシア連邦、メキシコ、オーストリア、スイス、ノルウェー、ハンガリー、ブラジル、米国

質問内容: マイノリティに対する差別と性暴力、分類データの収集、普遍的定期的レビュー、あらゆる形態の暴力防止のための国内メカニズムの設立、法の支配と非差別政策の推進、意思決定へのマイノリティの効果的参画、警察官の訓練

Ms. Izsak の回答

議題紹介ステートメント

32. Leo Heller 安全な飲用水と衛生施設への人権に関する特別報告者

質問とコメント

インドネシア、中国、欧州連合、フィジー、モロッコ、メキシコ、イラン・イスラム共和国、ブラジル、ドイツ、モルディヴ、スイス、カタール、ナイジェリア、ノルウェー、スペイン、イスラエル、パレスチナ国

質問内容: 「2030 アジェンダ」、気候変動、自然災害、衛生施設の不足、公正なアクセスを保障する好事例、多国間の経験の共有、多国籍企業の役割、営利・非営利の水供給者の規制、水と衛生施設に関する意思決定への女性と女兒の参画、パレスチナ被占領地域における水危機

Mr. Heller の回答

10月28日(水)午後 第32回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

33. Sheila B. Keetharuth エリトリアにおける人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

エリトリア、米国、欧州連合、ベラルーシ、ロシア連邦、ジブティ、英国、ノルウェー、中国、ニカラグア(ボリヴィア多民族国家も代表)、キューバ、エクアドル、スーダン、スイス

質問内容: エリトリアにおける組織的な人権侵害、特別報告者のマンダートの政治利用、普遍的定期的レビュー、移動者の状況、特別報告者の他のマンデート保持者や機関との協力、特別報告者の方法論に関する情報

Ms. Keetharuth の回答

議題紹介ステートメント

34. Yanghee Lee ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

ミャンマー、英国、ベラルーシ、中国、ロシア連邦、米国、イラン・イスラム共和国、シンガポール、ノルウェー、日本、欧州連合、朝鮮民主人民共和国、ラオ人民民主主義共和国、韓国、キューバ、スイス、ヴェトナム、インドネシア、チェコ共和国、国際移動機関

質問内容: 表現の自由、ヘイト・スピーチ、人種的・宗教的差別、政治犯、国に特化した特別手続

Ms. Lee の回答

議題紹介ステートメント

35. Ahmed Shaheed イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

イラン・イスラム共和国、カナダ、シリア・アラブ共和国、米国、ロシア連邦、ノルウェー、欧州連合、モルディヴ、ニカラグア、スイス、中国、エクアドル、朝鮮民主人民共和国、オーストラリア、ベラルーシ、キューバ、ドイツ、英国、エジプト、エリトリア、ミャンマー、チリ

質問内容: 人権侵害、ジャーナリストと人権擁護者の取り締まり、宗教的マイノリティのハラスメント、相当の手続きの欠如、普遍的定期的レビュー、マンダートの政治利用と二重基準、一方的強制措置のインパクト、特別報告者の方法論

Mr. Shaheed の回答

10月29日(木)午前 第33回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

ステートメント

イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)

議題紹介ステートメント

36. Marzuki Darusaman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

朝鮮民主人民共和国、欧州連合、韓国、チェコ共和国、リヒテンシュタイン、スイス、キューバ、中国、ミャンマー、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、日本、ラオ人民民主主義共和国、ノルウェー、英国、米国、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スーダン、モルディヴ、ベラルーシ

質問内容: 組織的で、広範で、重大な人権侵害、国際社会とのかかわり、地域団体の役割、人道違反の犯罪に対する説明責任、人権の政治利用と二重基準

Mr. Darusman の回答

議題紹介ステートメント

37. Miklos Haraszti ベラルーシにおける人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

ベラルーシ、キューバ、エクアドル、シリア・アラブ共和国、スイス、朝鮮民主主義人民共和国、英国、ジンバブエ、欧州連合、ラオ人民民主主義共和国、チェコ共和国、キルギスタン、米国、トルクメニスタン、カザフスタン、スーダン、ニカラグア(ボリヴィア多民族国家も代表)、ナイジェリア、ノルウェー、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アゼルバイジャン、イラン・イスラム共和国、エリトリア、ウズベキスタン、中国、ヴェトナム、ミャンマー

質問内容: 国に特化したマンデート、人権の政治利用、公平性と客観性、独立したメディア・アウトレットの保護、市民社会、表現の自由

Mr. Haraszti の回答

議題紹介ステートメント

38. Mike Smith エリトリアの人権に関する調査委員会議長

質問とコメント

エリトリア、ジブティ、スーダン、オーストラリア、欧州連合、米国、中国、エチオピア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ナイジェリア、ノルウェー、キューバ、ロシア連邦

質問内容: 政府による基本的人権侵害、公平性と客観性、調査委員会による勧告、普遍的定期的レビュー、政治的動機のあるマンデート

Mr. Smith の回答

10月29日(木)午後 第34回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

39. Kishore Singh 教育権に関する特別報告者

質問とコメント

欧州連合、米国、ノルウェー、モルディヴ、フィジー、ロシア連邦、コスタリカ、中国、メキシコ、モロッコ、カタール、ポルトガル、イラン・イスラム共和国

質問内容: 不登校の子ども数、民間セクターとの協力、革新、女兒の教育への平等なアクセス、好事例、教育権を保障する国家の責任、監督メカニズムの設立

Mr. Singh の回答

議題紹介ステートメント

40. Makarim Wibisono 1967年以來被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

質問とコメント

ブラジル、欧州連合、南アフリカ、モルディヴ、英国、インドネシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イスラエル、ノルウェー、イラン・イスラム共和国、スーダン、イラク、ヨルダン、トルコ、パキスタン、オマール、モロッコ、パレスチナ国

質問内容: エルサレムを含む西海岸でのイスラエルの入植地の拡大、パレスチナ人の土地の占領、イスラエル・パレスチナ間の和平会談、パレスチナ国の設立、子どもの基本サービスへのアクセスの欠如、女性と子どもに対する暴力、急進主義、過度の武力の行使

Mr. Wibisono の回答

議題紹介ステートメント

41. Christo ラトヴィア、リトアニア、f Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

質問とコメント

欧州連合、スイス、ノルウェー、英国、リヒテンシュタイン、ナイジェリア、ブラジル、イラク

質問内容: 死刑の廃止、法律執行、特別報告者との協力、生命権を保障する国家の責務、既存の人権メカニズム、囚人の人間的扱い、司法外殺害の防止

Mr. Heyns の回答

10月30日(金)午前 第35回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント

42. Jeffrey Feltman 政治問題事務次長

一般討論

エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、スリナム(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、カタール(湾岸協力会議を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ウクライナ(オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国も代表)、シンガポール、コロンビア、フィリピン、テュニジア、メキシコ、米国、エジプト、ブラジル、朝鮮民主主義人民共和国、リヒテンシュタイン、アルジェリア、ロシア連邦、スイス、ナイジェリア、イラク、イラン・イスラム共和国、ヴェトナム、ホーリーシー、ノルウェー、キプロス、キルギスタン、ギリシャ、インド

10月30日(金)午後 第36回会議

議事項目 28, 29(a), 68(a), 69(a), 106, 107(継続)

決議案の紹介

1. 白皮症の人々(A/C.3/70/L.14)

主提案国: マラウイ

共同提案国: ベナン、タンザニア連合共和国、ブルンディ、チャド、コート・ドワール、コンゴ民主共和国、ザンビア

2. 平和と開発へのヴォランティア活動の統合: 次の10年のための行動計画(A/C.3/70/L.15)

主提案国: ブラジル、日本

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ボリヴィア多民族国家、カメルーン、コート・ドワール、ヨルダン、マリ、パラグアイ、トーゴ

3. 社会包摂を通じた社会統合の推進(A/C.3/70/L.9)

主提案国: ペルー

共同提案国: グアテマラ、マダガスカル、マラウイ、パナマ、パラグアイ

4. 社会開発における協同組合(A/C.3/70/L.12)

主提案国: モンゴル

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、キプロス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、ポーランド、スペイン、トーゴ、イエーメン、アンティグア・バーブダ、ブルンディ、カメルーン、中国、クロアチア、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハ

ンガリー、イスラエル、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニジェール、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

5. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/C.3/70/L.24)

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、ベナン、パナマ、トーゴ、ブラジル、チャド、中央合アフリカ共和国、エチオピア、ギニアビサウ、リヒテンシュタイン、マリ、パラグアイ、ペルー、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

6. 子どもの権利(A/C.3/70/L.28)

主提案国: ルクセンブルグ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バルバドス、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、キルギスタン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

7. 女兒(A/C.3/70/L.29)

主提案国: ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、テュニジア、ベナン、チャド、中央アフリカ共和国、ギニアビサウ、カザフスタン、モンゴル、モロッコ、ニジェール、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

8. 先住民族の権利(A/C.3/70/L.26)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国: エクアドル、アルゼンチン、アルメニア、チャド、キューバ、グアテマラ、パラグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

9. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特に技術協力能力の強化(A/C.3/70/L.8)

主提案国: イタリア

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イラク、カザフスタン、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア

10. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/70/L.10)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルメニア、ベナン、コスタリカ、グアテマラ、カザフスタン、パラグアイ

議事項目 72(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

日本、クウェート、エリトリア、スーダン、ネパール、エルサルヴァドル、ミャンマー、ガボン、リビア、スリランカ、中国、ボツワナ、キューバ、コスタリカ、マラウイ、アルゼンチン、トンガ

齋藤純日本国連代表部公使のステートメント: 議長、人権を推進し保護する国家の主たる責任は各国政府にあります。国際社会は、これが保証される時には懸念を表明するべきです。このために、日本はそれぞれの国の歴史、文化、伝統、特別な状況を考慮に入れて、多くの国々との人権対話にもかわりつつ、解決を達成するために、組織的で重大な人権侵害には積極的に対応してまいりました。

議長、朝鮮民主人民共和国の人権状況は、依然として国際社会の非常に重大な懸念であります。

昨年、COI 報告書にある勧告を反映する朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議が、様々な地域からの加盟国の幅広い支援を得て、総会で採択されました。さらに、昨年末には、朝鮮民主人民共和国の状況が、安全保障理事会の正式の議事項目として含まれました。

今年も国際社会は、この問題への取組に向けた重要な手段を取っております。ソウルに国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)を設立し、人権理事会でパネル討論を開催するといったような行動は、朝鮮民主人民共和国の状況に関して国際社会が抱く深刻な懸念の表れであります。

これら努力にもかかわらず、現地での人権状況の改善の印はありません。従って、日本と欧州連合は、第三委員会にこの問題に関する決議案を再び共同提案することを決めています。私たちは、この決議案が、加盟国の幅広い支援を得ることを心より願っております。さらに私たちは、この問題が安全保障理事会で継続して討議されることを期待しております。

この機会に、日本政府と国民は、拉致問題も大変重視していますことも申し述べたいと思います。外国人の拉致は、朝鮮民主人民共和国の最も重大な人権侵害であります。拉致被害者とその家族は高齢化しておりますので、これはできるだけ早く解決されなければなりません。

シリアの人権状況に関しましては、日本は、すべての紛争当事者による人権と関連国際法のあからさまな違反を強く非難いたします。日本は欧州への大量の難民の流入を含め、重大な人道状況も懸念しております。

私たちは ISIL の活動が、中東の人々の脅威になっているのみならず、国際秩序全体にとっても脅威になっていることを懸念しております。シリアの状況の安定化に向けた政治的解決策が、「ジュネーブ・コミュニケ」に基づくべきであることを強調したいと思います。

この地域の人権・人道状況の改善のために必要な措置が取られることを希望し、シリア人自身による政権交替プロセスが進むことを強く要請いたします。

議長、日本は、民主化と国内の和解に向けたミャンマー政府の継続するかかわりと努力を評価いたします。私たちは、11月8日の選挙が自由に、公正に行われることを強く希望します。

一方で、私たちは、ラクヒン州を含め、国の民族的・宗教的マイノリティの状況について依然として深く懸念しております。私たちは、これら特別なグループが法的にも社会的にも阻害されないこと保障するさらなる手段を取り、さらなる改革を行うようミャンマー政府を奨励しております。

日本は依然としてミャンマー政府との二国間人権対話に完全に開かれております。このチャンネルを通して私たちは、国内の統一の達成に向けたミャンマーの努力を奨励し、支援したいと思っています。

議長、イランの人権状況にはまだ改善すべき多くの問題があり、これには表現の自由の制限とジャーナリストの拘禁が含まれます。日本は、透明性を持ってさらなる説明を提供することによりそのような懸念を拭い去るに必要な措置を取るようイランに要請しております。

一方、日本とイランとの間の前回の年次人権対話へのイランの建設的かかわりに留意しております。イランが、女性の地位と権利を改善するのみならず、その国民の権利保護へのコミットメントに基づいて進歩を遂げることを期待しております。

日本は、イランと OHCHR や特別報告者を含めた国際社会との間の協力的関係が強化されることを期待しております。日本としては、継続してイラン政府との対話と協力に建設的にかかわる積りです。

答弁権行使

トルコ: ギリシャは歴史の依怙夤質的で一方的な解釈を示した。トルコ系キプロス人に対する残虐行為は国連アーカイヴで十分に文書化されている。我が国は、トルコ系キプロス人を保護し、島の併合を阻止するために、1974年にキプロスに介入した。トルコ系キプロス人は、2004年に国連の包括的解決計画に賛成して投票によって解決のための政治的意思を証明した。しかし、悲しいことに、今日、人々は継続して受け入れがたい孤立の中で暮らしている。このため、我が国代表団は、これ以上遅れることなく不正をなくすことを国際社会に期待している。

キプロス: トルコの島への侵略は、国際法の侵害である。

朝鮮民主人民共和国: 日本は我が国を名を挙げて辱めようとしている。歴史を見れば、日本はアジアの多くの国々を侵略し、苦しみを引き起こしている。

中国: 中国における人権状況について米国が行った根拠のない申し立てを拒否する。米国には他国を非難する何の良心の呵責もないが、マイノリティに対する差別、被拘禁者の拷問、驚くような拘禁状態、プライバシーへの権利侵害を含め、自国の恐ろしい人権記録を改善する意図を示していない。

日本: 拉致事件の全容を提供し、責任ある者を引き渡すよう朝鮮民主人民共和国に要請する。拉致行為は、疑いなく人権問題であり、この点で朝鮮民主人民共和国は、調査委員会による勧告を受け入れるべきである。日本の過去の犯罪に関する朝鮮民主人民共和国の発言は、間違った情報に基づいているが、日本は過去の犯罪に対する深い悔恨の念を表明した。

朝鮮民主人民共和国: 日本のコメントを拒否し、日本は、第二次世界大戦中に行った人道違反の犯罪を一度も解決したことがないことを主張する。さらに、拉致の問題を政治利用しないよう日本に要請する。

日本: この問題に関する日本の立場を繰り返し述べる。

ロシア連邦: クリミアで起こったことは、タタール人を含め、クリミアの人々の願いの結果である。国内人権機関は、この地域の状況を改善するために継続して活動してきた。この目的で、政府は、タタール語を認め、タタール人の教育・文化機関を強化した。

ウクライナ: ロシア連邦は何ら法的根拠なしにクリミアとセヴァストポリルを取り上げた。ロシアの併合は国際社会に認められていない。

11月2日(月)午前 第37回会議

議事項目 70: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃、(a)人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ
議事項目 71: 民族自決権

提出文書

1. 第85回・86回人種差別撤廃委員会報告書(A/70/18)
2. 国際アフリカ系の人々の10年の実施のための活動プログラムに関する事務総長報告書(A/70/339)
3. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の完全撤廃の具体的行動と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップの世界的呼びかけに関する事務総長報告書(A/70/367)
4. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する事務総長メモ(A/70/321)
5. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書(A/70/309)
6. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容との闘い及び「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップに関する専門家作業部会報告書(A/70/335)
7. 民族自決権に関する事務総長報告書(A/70/314)
8. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の利用に関する事務総長メモ(A/70/330)

議題紹介ステートメント

1. Charles Radcliffe 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)副所長

質問とコメント

アルジェリア、カメルーン

質問内容: 「ダーバン宣言と行動計画の完全実施」、西サハラの状態、国際アフリカ系の人々の10年の重要性、「持続可能な開発目標」

Mr. Radcliffe の回答

議題紹介ステートメント

2. Mireille Fanon-Mendes-France アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

質問とコメント

モロッコ、欧州連合、アルジェリア、メキシコ、ナイジェリア、カメルーン

質問内容: 作業部会の国別訪問、人種差別と比べたアフリカ人排斥の意味、補償、アフリカ系の人々のフォーラム、国際アフリカ系の人々の10年の実施の地域プロセス

Ms. Fanon-Mendes-France の回答

議題紹介ステートメント

3. Elzbieta Karska 民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の利用に関する作業部会議長/報告者 質問とコメント

モロッコ、キューバ、欧州連合、ベルギー

質問内容: 増加する犯罪活動、国境の安全保障、効果的訴追に対する主要な課題、傭兵とテロリスト活動との間の関連性、外国の戦闘員になる動機

Ms. Karska の回答

議題紹介ステートメント

4. Mutuma Ruteere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

質問とコメント

ブラジル、モロッコ、欧州連合、メキシコ、ロシア連邦、アルメニア、ナイジェリア、トルコ、米国

質問内容: 国際協力、分類データ、異なったヴァーチャル・プラットフォームでの人種差別的考えの広がり、「持続可能な開発目標」、移動者の状況、ロマ人社会、アルメニアにおける人種主義の強制事件、「持続可能な開発の 2030 アジェンダ」の状況での早期警告メカニズム

Mr. Ruteere の回答

11月2日(月)午後 第38回会議

議事項目 70(a)(b)、71(継続)

一般討論

南アフリカ(G77/中国を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、アンティグア・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ボツワナ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)欧州連合、カザフスタン、コロンビア、タイ、イスラエル、米国、シンガポール、ブラジル、キューバ、モロッコ、アルジェリア、ロシア連邦、エジプト、ナイジェリア、イラク(70)、トルコ、イラク(71)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パキスタン、カタール、イランスラム共和国(70)、キルギスタン、イラン・イスラム共和国(71)、ジョージア

答弁権行使

ラトヴィア: 我が国は、ネオ・ナチズム及びその他の形態の人種主義と関連する不寛容を強く非難する。市民権に関するラトヴィアの状況を概説すれば、政府はラトヴィア市民権の獲得を支援している。

エストニア: 我が国の市民権と市民権の確定していない人々の状況に対して払われた注意について言及する。エストニアは、長期の国民が地方選挙で投票権を持つ数少ない国の一つである。社会サービスも万人に開かれている。

ロシア連邦: 南オセチアとアブカジアは独立国であり、ジョージア代表がその政治的現実を認めるよう要請する。ラトヴィアとエストニアに関しては、この2国に国際人権監視機関の勧告を実施するよう求める。

ジョージア: ロシア連邦が依然として占領軍としての地位とロシアの違法な軍事占領の下での民族ジョージア人に対する人種主義や人種差別と闘う主たる責任を否定し続けていることを残念に思う。国際的監視の欠如のためにますます厄介なものになっているそこでの状況を非難する際に、国際社会が努力を倍増する時である。

アルジェリア: モロッコ政府は、サハラ人の民族自決権を尊重していない。

モロッコ: カビル人の自決権は、アルジェリア政府によって否定された。アルジェリアは、民族自決権を行使しようとする人々を迫害するチャンピオンとなり、他国の人権記録を批判する合法性はない。アルジェリアによる人権侵害についての国連人権メカニズムと NGO の調査結果に言及する。

アルジェリア: 西サハラは未だにモロッコの占領下であり、きわどい状況にある非自治領であり、サハラ人の権利の侵害とモロッコ政府による迫害に繋がっている。

モロッコ: アルジェリア代表の申し立ては嘘であり、モロッコはしばしば人権に関連する事例として引

き合いに出されることを想起する。

11月3日(火)午前 第39回会議

議事項目 70(a)(b), 71(継続)

一般討論(継続)

ホーリーシー、エリトリア、中国、マレーシア、インドネシア、パレスチナ国(71)、アイスランド、パレスチナ国(70)、アルバニア、インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ヨルダン、ニジェール、ガンビア、セネガル

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ代表が、ユダヤ人やイスラエル人に対する無差別攻撃に言及しなかったことは残念である。イスラエル国民は、パレスチナ人テロリストによって殺害され、時には子どもでさえも、自爆者として送り出されている。パレスチナ代表による被害の話は、紛争を解決する役には立たないであろう。

パキスタン: カシミールの状況に関して国際社会を誤らせようとするインドの努力を強調する。カシミールは国際的に紛争地域として認められている。インドが占領しているカシミールでの選挙は、国連の安全保障理事会によっては認められておらず、そこにいる人々によっても拒否された。インド代表による根拠のないテロリズムの申し立ては、カシミール人の自決権への国際社会の注意をそらすことはない。

アゼルバイジャン: 国際社会を誤解させようとしたアルメニア代表のステートメントを全面的に拒否する。アルメニアの主張は、国際法に一致しないことを強調する。ナゴルノ・カラバフは、アゼルバイジャン領土の一部であり、アルメニアはこれを尊重しなければならない。アルメニアの行う人種主義と人種差別の慣行は十分に文書化されている。

インド: カシミールに関するパキスタン代表のステートメントは、「国連憲章」の原則によって強調される普遍的に受け入れられている原則と一致しない。この目的で、インドはそのようなコメントを拒否する。

パレスチナ国: イスラエルは事実を歪曲している。現在の侵害の根本原因は、イスラエルによるパレスチナ領土の違法な占領である。占領のことは全世界によく知られているが、イスラエルはこれを組織的に無視している。

アルメニア: アゼルバイジャンの嘘と根拠のない申し立てを強く拒否する。アゼルバイジャン代表団に、自国のマイノリティの状況と虐待に対して敢えて声を上げた者に対する報復に対処するよう勧める。アゼルバイジャン当局によるヘイト・スピーチと国内の政治犯と平和提唱者の恣意的拘禁にも言及する。アルメニアとしては、マイノリティの権利を尊重し保護する国として国際的な監視者によって認められてきた。

パキスタン: カシミールは、国際法の下で紛争地域と認められていることを繰り返し述べ、そこで選挙が行われたことを拒否する国連安全保障理事会決議を想起する。パキスタンはインドの国内問題に干渉しているわけではなく、テロリズムの申し立ては、カシミール人の自決権から国際社会の注意をそらすための政治的動機があることは明らかである。

アゼルバイジャン: 自決権の原則は、国際法の下で、アルメニア語を話さないマイノリティには当てはまらないことを想起する。

インド: パキスタンが国際社会を誤らせようとしていることは残念である。誰も自決権の意味を歪曲し、国の主権を傷つけるべきではない。

アルメニア: アゼルバイジャンは継続して安全保障理事会決議に違反しており、アゼルバイジャンとアルメニアの国境にいる国民を標的にしている。アゼルバイジャンと違って、アルメニアは国内避難民や難民を政治利用したことはない。

イスラエル: パレスチナは現在の状況を宗教紛争として描こうとしている。努力は、パレスチナの子どもにより良い教育を提供することに重点を置くべきである。

パレスチナ国: 何十年も占領がパレスチナ人の苦しみの原因であった。イスラエルは現地の状況に対して責任を取るべきである。その戦争犯罪は、子どもを含めた罪のないパレスチナ人の死亡につながってきた。イスラエルは暴力と人種的憎しみをそそのかしている。

11月3日(火)午後 第40回会議

総会議長演説

His Excellency Mogens Lykketoft 第70回総会議長(デンマーク)

議事項目 65: 国連難民高等弁務官報告書: 難民・帰還民・避難民に関する問題及び人道問題

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(A/70/12)
2. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会報告書(A/70/12/Add.1)
3. アフリカの難民・帰還民・避難民への支援に関する事務総長報告書(A/70/337)

議題紹介ステートメント

Mr. Guterres 国連難民高等弁務官

質問とコメント

アルジェリア、ノルウェー、イラク、カメルーン、スーダン、リビア、イラン・イスラム共和国、エリトリア、コンゴ共和国、トルコ

質問内容: サハラ人の状況、安全保障、イラクにおけるドナー国の対応、教育、ジェンダーに基づく暴力、移動者の国勢調査、国際社会が対応戦略を改善する方法

Mr. Guterres の回答

一般討論

マダガスカル(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合、ウクライナ(ジョージア、アゼルバイジャン、モルドヴァ共和国も代表)、ブラジル、タイ、米国、エジプト、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、スイス、韓国、トルコ、イラン・イスラム共和国、タンザニア連合共和国、ミャンマー、モザンビーク

答弁権行使

ラトヴィア: 1954年の無国籍の人々に関する条約の締約国でもないロシア連邦の代表によるステートメントを残念に思う。

エストニア: 我が国は、無国籍の人々の社会への統合を大変に重視しており、その市民権状態を決定するに必要な措置を取ってきた。

ロシア連邦: 大量の無国籍を解決するために、国々は、国際人権専門家とメカニズムが行った勧告を実施しなければならない。

11月4日(水)午前 第41回会議

議事項目 65(継続)

一般討論(継続)

クウェート、ナイジェリア、パキスタン、日本、ケニア、インド、エリトリア、中国、スーダン、ジョージア、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、ウクライナ、セルビア、南アフリカ、コロンビア、カメルーン、エチオピア、国際移動機関、国際赤十字委員会(ICRC)、国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)、アルジェリア、モロッコ

堤太郎日本代表部参事官: 前例のない難民危機に対処する UNHCR の努力を推奨し、10月にジュネーブで開催されたアフガン難民に関する高官討論を歓迎する。全世界と 6,000 万人の避難民に対処する提案を出す、そういった個人の間での自立が受け入れ社会のかかわりを得て推進されなければならない。開発と成長の牽引者として、彼らをエンパワーするために支援が提供されなければならない。人道行為者との協働をさらに高めるために、危機の早い段階で開発パートナーを関与させることが極めて重要である。

2016年の世界人道首脳会合は、この問題を討議するのみならず、利害関係者の中で好事例を分かち合う機会となろう。現在の移動危機、特にシリア内外の紛争の根本原因に対処することも重要であり、日本は、悪影響を受けたシリア人・イラク人への支援を強化するつもりである。

答弁権行使

ロシア連邦: 政治的現実を受け入れ、南オセチアとアブカジアは2つの独立国であるという事実を認める時であることをジョージア代表に申し上げる。ウクライナ代表のステートメントに応じて、「ミンスク協定」に従って、東ウクライナ当局とついに直接交渉を始め、この地域の人道封鎖を終わらせるようウクライナに要請する。クリミアの状況に関しては、その人々が国際基準に完全に従って、自決権を用いたことを想起する。

ジョージア: ロシア連邦代表が言及したジョージア被占領地のいわゆる独立は、完全に実体のないものである。国内の強制移動の根本原因は、ロシア連邦による強制的な軍事占領であり、ジョージアは国連でこの問題を提起することを止めないつもりである。

ウクライナ: ロシア連邦とロシアが支援するテロリストたちに人道法違反を止めるよう要請し、「ミンスク協定」にはウクライナ政府と分離主義者たちとの間のいかなる種類の対話も述べられていないことを想起する。

11月4日(水)午後 第42回会議

議事項目 72(a)(d)(継続)

一般討論

シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、コロンビア、イタリア、キューバ、タイ、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共和国、インド、ニカラグア、パキスタン、パレスチナ国、キルギスタン、日本、イラク、中国、オーストラリア、ブルキナファソ、インドネシア、モザンビーク、ヨルダン、モンゴル、アルバニア、エチオピア、カザフスタン、ルワンダ

矢口有乃日本政府代表代理のステートメント: 議長、日本は、すべての人権と基本的自由の保護が、国際社会の当然の懸念であり、これを保護し、推進することがそれぞれの国家の基本的責任であると考えています。人権問題に関して進歩を遂げるために、日本政府は、いくつかの国際集会への積極的参加のみならず、2国間の人権対話を含め、具体的な措置を取って参りました。特に我が国は、安倍晋三首相の指導の下に、女性の権利と保護と推進に積極的に対処しております。

日本は、普遍的定期的レビュー(UPR)及びすべての関連国際人権条約を忠実に実施してまいりました。これは、人権の重要性を私たちが評価している程度を示すものであります。この点で、我が国は、すべての加盟国の人権状況の改善を推進できる価値あるプロセスであると信じて、UPRのプロセスに積極的に参加してまいりました。

国際人権条約の実施に関連して、「市民的・政治的権利国際規約」と「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に関する我が国の報告書が、昨年、それぞれの委員会によって検討されました。このレビューを通して、私たちは、それぞれの委員会と建設的で意味のある対話に関わることができました。さらに、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の私たちの報告書が、「条約」の委員会によって提供された以前の勧告を考慮に入れて準備されて昨年提出され、来年委員会によって検討されます。来年は、私たちは、「障害者の権利に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」の報告書も紹介いたします。我が国は、国際社会と密接に協力して、UPRと人権条約それぞれの精神を実現するために、継続して努力してまいります。

議長、この点で、それぞれの人権条約機関が効率的に効果的に作業を行うことが極めて重要です。我が国は、人権条約機関制度を強化するための総会の政府間プロセスに積極的にかかわってまいりました。私たちは、国際社会が、建設的な協力でこの制度の効果を強化し、高めることにコミットし続けることが必要であると信じております。

議長、昨年、日本は、「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。2007年の「条約」の署名以来、国会での討論と障害者の意見を考慮に入れて、集中的に関連国内法を導入したり、改正したりして参りました。この中で新しく採択された「障害者差別禁止法」は、来年4月に発効いたします。その発

効の準備として、私たちは、現在、この「法律」に基づく一連のガイドラインを準備しております。私たちはこの「条約」を継続して誠実に実施し、障害者の完全参画とかかわりを得てその権利を実現する措置を強化いたします。

議長、人権の保護と推進は、平和で安定した反映する国際社会を確立するために極めて重要であります。日本は、国連を含めたすべてのパートナーと協力して、国際レベルでも国内レベルでも、様々な取組を通して、人権分野、特に現政府が重視しております女性の権利の分野で、努力を払い、イニシアティブを取り続けます。

ご静聴、ありがとうございました。

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ代表によるステートメントは恥ずかしいけしからぬものであり、信頼を奨励するものではない。刺し殺された子どもを含め、数十名の国民がここ数日間にパレスチナ人によって殺された。パレスチナ当局が発表したことは違って、イスラエルは負傷した若いパレスチナ人テロリストに、現在、最高の保健サービスを提供している。

パレスチナ国: イスラエル代表は、パレスチナ人に対する人権侵害の原因であるイスラエルによる違法な占領に言及することを省いた。イスラエルと違って、パレスチナ当局は、両国の国民に対する暴力をいつも非難してきた。代わってイスラエルは、子どもを含めたすべてのパレスチナ人をテロリストと便宜上考えている。

11月5日(木)午前 第43回会議

決議案の紹介(継続)

11. パレスチナ人の自決権(A/C.3/70/L.42)

主提案国: エジプト

共同提案国: アルメニア、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、キューバ、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ニカラグア、セントヴィンセント・グレナディーン、スリランカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、パレスチナ国、アンゴラ、中国、エリトリア、ガーナ、ラオ人民民主主義共和国、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ

12. テロリズム対策中の人権と基本的自由の保護(A/C.3/70/L.23)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルメニア、コスタリカ、リヒテンシュタイン、パナマ、パラグアイ

13. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし、対人暴力との闘い(A/C.3/70/L.40)

主提案国: エジプト

共同提案国: 中国

14. 宗教または信念の自由(A/C.3/70/L.41)

主提案国: ルクセンブルグ

共同提案国: アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ジョージア、グアテマラ、レバノン

15. 人権擁護者の役割とその保護の必要性を認める(A/C.3/70/L.46)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、チリ、コロンビア、ジョージア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、パナマ、スイス、米国、ヴァヌアトゥ、アル

バニア、グアテマラ、ホンデュラス、モンゴル

16. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/70/L. 48)

主提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カーボヴェルデ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、テュニジア、英国、米国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンゴル、モルドヴァ共和国、サンマリノ

17. 人権の推進と保護のための国内機関(A/C.3/70/L. 49)

主提案国: ドイツ

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、アフガニスタン、アルバニア、バーレーン、ジョージア、ガーナ、グアテマラ、ヨルダン、マダガスカル、モンゴル、ミャンマー、パナマ、ペルー、スリランカ、スウェーデン

18. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/70/L. 51)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ジョージア、アイスランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、パナマ、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アルバニア、オーストリア、クロアチア、グアテマラ、ハンガリー、ペルー

19. 国籍または民族、宗教、言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言の効果的推進(A/C.3/70/L. 52)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、チリ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、パラグアイ、ポーランド、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、アルバニア、キプロス、ジョージア、グアテマラ、ノルウェー、パナマ、セルビア

20. 定期的で真正な選挙と民主化を強化する際の国連の役割の強化(A/C.3/70/L.54)

主提案国: 米国

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、英国、米国、アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、エストニア、グアテマラ、レバノン、メキシコ、モンゴル、オランダ、パナマ、ペルー、モルドヴァ共和国、サモア、サンマリノ、セルビア、スウェーデン、タイ、ウクライナ、イエーメン

21. 安全な飲用水と衛生施設への人権(A/C.3/70/L.55)

主提案国: スペイン

共同提案国: アルメニア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エストニア、フィジー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モロッコ、オランダ、パナマ、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アルバニア、アンドラ、カーボヴェルデ、エリトリア、ジ

ジョージア、グアテマラ、ハイティ、モンゴル、パラオ、ペルー、セルビア

22. 障害者にとって包摂的でアクセスできる国連の完全実現に向けて(A/C.3/70/L.56)

主提案国: ポーランド

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、コスタリカ、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ヨルダン、ノルウェー、パナマ、ペルー、韓国、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、バーレーン、カザフスタン、マレーシア、モンゴル、タンザニア連合共和国

23. 南西アジアとアフリカ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/70/L.57)

主提案国: カタール

共同提案国: オマーン、アフガニスタン、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、カメルーン、コモロ、キューバ、エリトリア、ヨルダン、クウェート、レバノン、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、米国、イエメン

24. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/70/L.35)

主提案国: ルクセンブルグ、日本

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チッコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、ミクロネシア連邦、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ジョージア、マーシャル諸島、ニュージーランド、トルコ

25. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/70/L.45)

主提案国: カナダ

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、ニュージーランド、パラオ

答弁権行使

朝鮮民主人民共和国: 我が国は全ての政治的動機のある国別決議に反対して首尾一貫して理にかなった立場を維持してきた。この点で、我が国代表団は、決議案「L.35」を全面的に拒否する。我が国の継続する努力にもかかわらず、欧州連合と日本は、あのテキスト案を提案することにより、対立を掻きたてることを選んだが、その同盟国の人権侵害、特にアフガニスタンとイラクの侵略に関しては依然として沈黙している。

シリア・アラブ共和国: 委員会が、国家の国内問題にかかわることを目的とする国に特化した決議を討議しているのは残念である。

イラン・イスラム共和国: 国連人権メカニズムは、平等、客観性、非政治利用の原則に基づいてすべての人権と基本的自由を推進し保護するために設立された。特に先住民族の権利に関して大変に疑わしい人権記録を持つカナダが、敵意ある政策を追求し、我が国に対する決議案を紹介したことは残念である。この非生産的で、悪意のある決議案の提案は、イランの政策が世界と建設的にかかわりを持つ時起こった。我が国代表団は、主提案国の政治的利益に基づく作り事一杯の決議案「L.45」を拒否する。

カナダ: カナダの平和的で民主的な移行に注意を払ってくださったことに対してイランに感謝する。真の問題は、事実が明瞭に物語っているイランの人権状況の問題である。

イラン・イスラム共和国: 決議案は、カナダの保守政権がまだ存続していた 2015 年 10 月 26 日に提案

された。

決議の採択

1. 社会開発における協同組合(A/C.3/70/L.12)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国: アルゼンチン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エチオピア、フィンランド、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、インドネシア、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、マルタ、モーリシャス、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パプアニューギニア、フィリピン、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スウェーデン、タイ、トルコ、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

2. 第 13 回国連犯罪防止刑事司法会議(A/C.3/70/L.2)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: カタール、アルゼンチン

3. 囚人の待遇のための国連最低基準規則(「マンデラ規則」)(A/C.3/70/L.3)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: スイス(オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポーランド、スロヴェニア、スウェーデン、ウルグアイも代表)

4. ジェンダー関連の女性と女児の殺害に対して行動を起こす(A/C.3/70/L.4)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

決議内容

総会は、

女性と女児のジェンダー関連の殺害に対して行動を起こすこと、特に女性と女児を含めた万人のためにすべての人権と基本的自由を推進し保護する責務に関する 2013 年 12 月 18 日の決議 68/191 を想起し、

ジェンダー関連の女性と女児の殺害の様々な形態の世界的広がりが驚くほどの割合に達していることを深く懸念し、殺人の女性被害者の 2 人に 1 人が、親密なパートナーまたは家族によって殺されていることに特に留意し¹、

紛争状況を含めたあらゆる状況での性暴力の害悪と対象を絞った大量誘拐、強姦及び女性と女児の殺害も深く懸念し、

女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者の報告書²及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進: 暴力を受けた女性のための救済策に関する 2012 年 7 月 5 日の理事会決議 20/12³を想起し、

女性と女児に対する暴力に関する相乗作用と関連性を生み出し、強化することに関する国連人権高等弁務官事務所の報告書⁴及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進: 強姦及びその他の

¹ 国連麻薬犯罪事務所によって準備された 2013 年殺人に関する世界調査を参照。

² A/HRC/20/16。

³ 第 67 回総会公式記録、補遺第 53 号及び訂正版(A/67/53 及び Corr.1)、第 IV 章、セクション A を参照。

⁴ A/HRC/23/25。

形態の性暴力の防止と対応に関する 2013 年 6 月 14 日の人権理事会決議 23/25⁵も想起し、
女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する 2014 年 12 月 18 日の決議 69/148 をさらに想起し、

「北京行動綱領」の 20 年後の見直しに重点を置いた⁶第 59 回婦人の地位委員会によって採択された第 4 回世界女性会議の 20 周年に当たっての政治宣言⁷に感謝と共に留意し、

決議 68/191 によってマンデートを与えられている通り、2014 年 11 月 11 日から 13 日までバンコクで開催された女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する無期限政府間専門家グループ会議を主催し、議長を務めたことに対して、タイ政府に感謝を表明し、

上記専門家グループ会議の勧告に感謝と共に留意し⁸、

「社会的・経済的課題に対処し、国内及び国際レベルの法の支配を推進するためのより幅広い国連アジェンダへの犯罪防止と刑事司法の統合に関するドーハ宣言と一般の人々の参画」⁹、特に女性と女兒のジェンダー関連の殺害を含めたあらゆる暴力行為からの女性と女兒の完全保護を推進するために、国内戦略と計画を開発し実施することにより刑事司法制度にジェンダーの視点を主流化する加盟国の努力を歓迎し、

公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、ポスト 2015 年の開発アジェンダの状況で公的私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、いたるところでの関連死亡率をかなり減らすことの重要性を強調し¹⁰、

女性と女兒に対する暴力行為を防止し、捜査する措置を取り、そのような犯罪の加害者が誰であるかに関わりなく、女性と女兒に対する暴力行為を防止し、捜査し、責任ある者を訴追し、罰し、刑事責任免除をなくす措置を取るために、女性と女兒を含めた万人のためのすべての人権と基本的自由を推進し保護する責務を国家が有していることも強調し、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、対応する際に、国連システムによって行われる作業に謝意を表明し、

それぞれの地域社会における調査及び直接行動を通して、女性と女兒に対する異なった形態の暴力に対処する際に、学界のみならず多くの市民社会団体のかなりのインプットを感謝と共に考察し、

女性と女兒の大量殺害を非難する国内的及び国際的司法決定に留意し、

女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関連する刑事責任免除の割合の高さと女性と女兒に対する暴力が、世界で最も訴追されず、罰せられない犯罪であるという事実¹¹に驚き、

1. 国内法に従って、女性と女兒に対する暴力行為、特にジェンダー関連の殺害を防止し、捜査し、訴追し、罰するよう加盟国に要請する。

2. 特にあらゆる形態のこのような犯罪を捜査し、訴追し、罰するその能力を支援する措置を取ることにより、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に対する刑事司法対応を強化し、被害者とその家族、または扶養家族に適宜賠償、補償、必要な法的・医学的・心理的・社会的支援を提供するその権限内での措置を検討するようにも加盟国に要請する。

⁵ 第 68 回総会公式家録、補遺第 53 号(A/68/53)、第 V 章、セクション A を参照。

⁶ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II、

⁷ 経済社会理事会公式記録、2015 年、補遺第 7 号(E/2015/27)、第 I 章、セクション C、決議 59/1、付録 II。

⁸ E/CN.15/2015/16。

⁹ 経済社会理事会決議 2015/19、付録。

¹⁰ A/58/970 及び Corr.1 を参照。

3. 適宜、「国連組織犯罪防止条約」とその「選択議定書」¹¹及びその他の関連国際法文書を批准または加入及び実施することにより、ジェンダーに基づく暴力に関連する刑事問題における国際協力と好事例の交換を強化する方法を検討するよう加盟国を奨励する。

4. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹²及びその「選択議定書」¹³、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」¹⁴及び「国際刑事裁判所設立条約」¹⁵の締約国を、これら条約を効果的に実施するよう奨励する。

5. 2014年11月11日から13日までバンコクで開催された会議で、ジェンダー関連の女性と女児の殺害に関する無期限政府間専門家グループによって勧告された通り、つまり、ジェンダー関連の女性の殺害の捜査のためのラテンアメリカ・モデル・プロトコール及びフェミサイドの犯罪の効果的捜査のための勧告¹⁶の通り、既存の実際的ツールを考慮に入れるよう加盟国に勧める。

6. 女性と女児に対する暴力を奨励し、正当化し、大目に見る態度と社会的要因と闘い、女性と女児のジェンダー関連の殺害を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止するために、早期の継続する教育プログラム、地域社会の動員及び意識啓発を含む、統合された包括的な戦略を推進するよう加盟国を奨励する。

7. 早期介入と危険評価を通してジェンダー関連の殺害の危険を減らし、女性と女児のジェンダー関連の殺害を防止し、捜査し、訴追し、罰するために相当の注意義務を行使し、法の下での女性の平等な保護と司法への平等なアクセスを保障し、刑事司法制度で二次被害の危険を最小限にするために女性と女児のジェンダー関連の殺害の防止、捜査、訴追及び懲罰への統合された、学際的で、ジェンダーに配慮した取組を採用することを検討し、適切なメカニズムを開発し、遺骨と行方不明の人々の身元確認のための法医学捜査の能力を高めるために、女性に対する暴力への統合された包括的な対応を採用するよう加盟国に要請する。

8. 国際基準を考慮に入れて、紛争状況を含めたあらゆる状況で行われる強姦及びその他の形態の性暴力及び女性と女児に対するジェンダー関連の暴力を犯罪化し、訴追し、罰するよう加盟国を奨励し、ジェンダー関連の暴力の悪影響を受けた女性と女児に持続可能な支援と司法へのアクセスを提供するために、国内機関、特に法律執行、司法、保健制度と地方の市民社会ネットワークの能力の開発と強化を支援するよう適宜、関連利害関係者に要請する。

9. 女性と女児のジェンダー関連の殺害の加害者の適切な懲罰が設置され、罪の重大さに釣り合っていることを保障するよう加盟国を奨励する。

10. 市民社会の重要な役割に基づき、適宜、司法・検察サービス、法律執行機関、保健・社会サービス及び地方自治体を含めたすべての関連国家機関の間の効果的な協力を保障して、被害者を保護し、支援するよう加盟国に要請する。

11. 尊厳、福利、安全を考慮に入れ、被害者と被害者のサバイバーが、その権利を知らされ、適宜、刑事手続きに参加でき、被害者が適切なサービスを通して支援されることを保障するよう加盟国に要請する。

12. 国内・地域・国際レベルで、要請に応じて女性と女児のジェンダー関連の殺害に対処し、防止するために、戦略と政策を開発し、実施する際に、加盟国を継続して支援するよう、関連国連機関、特に国連麻薬犯罪事務所、国連人権高等弁務官事務所及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)を奨励する。

¹¹ 国連、条約シリーズ、第 2225、2237、2241 及び 2326 巻、第 39574 号。

¹² 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

¹³ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。

¹⁴ 同上、第 1577、2171 及び 2173 巻、第 27531 号、及び総会決議 66/138、付録。

¹⁵ 国連、条約シリーズ、第 2187 巻、第 38544 号。

¹⁶ E/CN.15/2015/16、パラ 8 を参照。

13. ジェンダー関連の女性と女兒の殺害に関する意識を啓発するよう、加盟国と国連麻薬犯罪事務所、高等弁務官事務所、国連ウィメン及びその他の国連の専門基金と計画を含めた関連国連機関を奨励する。

14. 統計委員会が支持する「統計目的での犯罪の国際分類」に従って、ジェンダー関連の女性と女兒の殺害に関するデータを収集し、分類し、分析し、報告し、適宜、できる限り、市民社会、学界、被害者の代表及び関連国際団体に関わらせ、そのようなデータ収集と分析の技術的・倫理的側面に関して関連職員に適切な訓練を提供するよう加盟国を奨励する。

15. ジェンダー関連の女性と女兒の殺害、特にデータの収集、分類、分析及び報告に係る関連調査を継続して行い、調整するよう国連麻薬犯罪事務所及び国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワークの機関に要請する。

16. その異なった形態とパターンを説明するこの現象に関する関連利害関係者からの分類データを含む世界レベルでの女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する分析調査を、加盟国との協働で準備するようにも国連麻薬犯罪事務所に要請する。

17. 女性殺しの犯罪をもっと効果的に防止し、捜査し、訴追し、罰する方法と手段を推進する目的で、女性と女兒のジェンダー関連の殺害の問題をその作業計画に含め、適切な訓練教材を開発するよう、国連の犯罪防止と刑事司法プログラム・ネットワークの諸機関に勧める。

18. 国連の規則と手続きに従って、上記目的のために予算外の寄付を提供するよう加盟国及びその他のドナーに勧める。

19. 本決議の実施に関して第 72 回総会に報告するよう事務総長に要請する。

5. 対テロリズムに関連する国際条約と議定書を実施するための技術支援(A/C.3/70/L.5)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会
コンセンサスで決議を採択

6. 2016 年に開催される世界麻薬問題に関する特別総会(A/C.3/70/L.6)---PBI あり

提案者: 経済社会理事会
コンセンサスで決議を採択

11月5日(木)午後 第44回会議

議事項目 72(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

欧州連合、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、モロッコ、カナダ、カメルーン、セルビア、パラオ、アルバニア、国際移動機関

答弁権行使

エジプト: 欧州連合のステートメントの中の間違った申し立てを拒否する。エジプトはテロリズムとの闘いで法の支配を完全に尊重してきた。右翼の極端主義、外国人排斥、民族的プロファイリングが欧州連合加盟諸国で起こっている人権侵害の例である。

中国: 中国における人権に関するいわれのない攻撃を断固として拒否する。これは全く受け入れられないものである。欧州連合には多くの人権問題があり、独自の問題をよく考えるべきであり、他国に指をさすことは止めるべきである。

ロシア連邦: クリミアは、国際法に完全に従って、その自決権を保持した。国際人権責務は尊重されている。人権侵害に関するいかなる情報も権限のあるロシア機関によって捜査されている。

セルビア: アルバニア代表は、残念なことに、国際法に違反してなされたコソヴォの一方的な独立宣言を推奨した。コソヴォはセルビアの一部であり、独立国ではない。コソヴォがユネスコに加わることに

関しては、コソヴォにある数えきれないセルビア人の記念碑が破壊されたことを想起する。

スーダン: 欧州連合のステートメントに答えるが、スーダンは、人権、対話及び和解の諸分野においてかなりの進歩を遂げた。スーダンを批判しないで、政府との対話に関わることを拒否した運動に圧力をかけるよう欧州連合に要請する。欧州連合は、他国を批判する前に、その国境内の人権侵害に目を向けるべきである。

アルバニア: セルビア代表によるステートメントを受け入れることはできず、現実を反映しているものではない。アルバニアは、全地域にとって大変な利益となるコソヴォのユネスコ加盟を支援することを繰り返し述べる。

ウクライナ: そのようなクリミア人はいない。クリミアには多くの異なった国籍を持つ者がいるが、クリミアはウクライナの不可欠の部分である。ロシア連邦の大統領によって認められたのは、軍事統合の問題であった。最近、モスクワにあるウクライナ図書館の館長が、何か間違いじみた申し立てに関連して逮捕され、一方唯一のクリミア・タタール人のテレビ局に関係する人々が、捜査を受けた。

エジプト: 欧州連合の加盟国は、地域の他の部分で見られる悲劇からエジプト人を守るために措置が実施されてきた我が国の状況を誤り伝えてきた。移動者に対して責任を回避している欧州連合の加盟国であることを恥ずかしく思っていると述べたギリシャ首相の言葉も引用する。

11月10日(火)午後 第45回会議

決議の紹介(継続)

26. ナチズム、ネオ・ナチズム及び現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥、関連する不寛容の煽動を助長するその他の慣行の称賛との闘い(A/C.3/70/59)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、赤道ギニア、エリトリア、インド、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、モロッコ、ニカラグア、パキスタン、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アンゴラ、バングラデシュ、ブラジル、ブルンディ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、カザフスタン、マリ、モーリタニア、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ウガンダ、ジンバブエ

27. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/70/60)

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルジェリア、アルバニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、中国、コモロ、エクアドル、エジプト、グレナダ、ギニア、ガイアナ、ハイティ、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、モーリタニア、モザンビーク、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パラオ、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、シンガポール、スーダン、タイ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アルバニア、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、エリトリア、リベリア、モルディヴ、ナミビア、ソマリア、南スーダン、ウガンダ、ザンビア

28. 中央アフリカ人権民主主義小地域センター(A/C.3/70/L.53)

主提案国: カメルーン(中央アフリカ諸国経済共同体を代表)

共同提案国: アルジェリア、コーティヴォワール、エチオピア、マダガスカル、マリ、モロッコ、ナミビア、ニジェール、チュニジア、ウガンダ

29. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/70/L.47)

主提案国: カタール、サウディアラビア

共同提案国: バーレーン、ブルガリア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦、モロッコ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、アラ

ブ首長国連邦、英国、米国、イエーメン、アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、チェコ共和国、ジョージア、ラトヴィア、リビア、リトアニア、モーリタニア、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、ソマリア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: 第3委員会の作業を乱用しようとするカタールとサウディアラビアの試みを実に残念に思う。サウディアラビアの女性は、その基本的人権を行使する権利を奪われており、サウディアラビアは、市民的・政治的権利国際規約のメンバーでさえない。カタールでは、民主的選挙でなく。父親から息子への権力の移行があった。決議案の主提案国の真の動機を理解するには、そのようなことを考慮することが重要であり、すべての代表団に彼らの罠にかからないよう警告する。

カタール: テロリズムの慣行が地域の平和を乱している。従って、すべての代表団がシリア国民を支援するために共に行動し、彼らに対する侵害をなくすよう奨励する。

イラン・イスラム共和国: 国に特化する決議に反対する理にかなった立場に沿って、L.47に反対する。外国の戦闘員に関連する規定が、慣習的国際法と「国連憲章」の原則に反することに特に懸念を表明する。

朝鮮民主人民共和国: 国に特化する決議に反対する理にかなった立場に沿って、L.47に反対する。

11月12日(木)午後 第46回会議

決議の紹介(継続)

30. アフリカの難民、帰還民、避難民への支援(A/C.3/70/L.62)

主提案国: マダガスカル(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: ジョージア

決議の採択(継続)

7. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(A/C.3/70/L.22)---PBIなし

主提案国: デンマーク(北欧諸国を代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

決議内容

総会は、

2013年12月18日の決議68/138を想起し、

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の状態に関する事務総長報告書を歓迎す

る¹⁷。

2. 第 68 回会期から第 60 回会期までに関する女子差別撤廃委員会の報告書も歓迎する¹⁸。

3. 女性の地位の向上の項目の下での第 71 回・72 回会期での総会との意見交換対話に対処しかかわるよう女子差別撤廃委員会議長に勧める。

4. 「条約」の状態に関する報告書を第 72 回総会に提出するよう事務総長に要請する。

8. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/70/L.63)---PBI なし

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、エクアドル、エチオピア、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ラトヴィア、リベリア、マダガスカル、マリ、ミクロネシア連邦、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーランド、パナマ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、米国

コンセンサスで決議を採択

9. 人権国際規約(A/C.3/70/L.21)---PBI なし

主提案国: スウェーデン

共同提案国: クロアチア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポーランド、アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フランス、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

10. 中央アフリカの人権民主主義小地域センター(A/C.3/70/L.53)---PBI なし

主提案国: カメルーン(中央アフリカ諸国経済共同体を代表)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コスタリカ、エチオピア、フランス、ドイツ、ガーナ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ケニア、リベリア、ルクセンブルグ、ニュージーランド、ナイジェリア、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、南スーダン、スペイン、スーダン、タンザニア連合共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

11月16日(月)午後 第47回会議

¹⁷ A/70/124。

¹⁸ 第 70 回総会公式記録、補遺第 38 号(A/70/38)

議事項目 67: 人権理事会報告

議題紹介ステートメント

Joachim Rucker 人権理事会議長

質問とコメント

米国、エリトリア、リヒテンシュタイン、中国、メキシコ、ハンガリー、スーダン、英国、スイス、モロッコ、パキスタン

質問内容: 重複する努力をなくすこと、政治利用、市民社会の参画、理事会の作業方法を改善する方法、現地での可視性をどのように高めるか、総会と理事会の間のもっと効果的な関係の確立、普遍的定期的レビューの育成

一般討論

シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、エジプト、米国、キューバ、韓国、カザフスタン、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、中国、ウクライナ、パキスタン、スーダン、カタール、スリランカ、ボツワナ、トーゴ、コスタリカ、ラトヴィア、インドネシア、南アフリカ

一般討論ステートメント分析

議事項目	総数	国グループ	各国	国際団体	女性によるものと割合	男性によるものと割合
社会開発	126	5	117	4	69(27)46%*	78(16)54%*
犯罪防止	62	6	56	0	21 34%	41 66%
女性の地位	122	7	109	6	54 44%	68 56%
子どもの権利	95	5	87	3	45(1)47%*	50 53%
先住民族	29	5	23	1	15 52%	14 48%
人権規約	39	4	34	1	17 44%	22 56%
人権問題	45	5	40	0	15 33%	30 61%
人種主義**	42	5	37	0	14 33%	28 67%
人権理事会**	22	2	20	0	9 41%	13 59%
計	581	44	523	15	256(28)43%	344(16)57%

*()内の数字は青年の数、一つのステートメントに3人の青年を送った国もあった

**日本がステートメントを行わなかった議事校あ目

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナとラトヴィアに答えるが、クリミアは、そこの人々の自由で民主的な国民投票の結果ロシア連邦の一部となり、国際法に従って自決権を実現したことを想起する。国民投票の結果は、疑う余地がない。マイノリティに属する者を含め、クリミアのすべての住民は、国際人権法の下でのロシア連邦のコミットメントによって保護されている。これには、遡及権を求め、その他の救済策を利用する権利が含まれている。

ウクライナ: 「クリミア人」などと言うものはなく、ウクライナは、クリミアが再びウクライナの一部となるまで、この問題に国連の注意を引き続けることを決意している。

11月17日(火)午前 第48回会議

決議の紹介(継続)

31. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の利用(A/C.3/70/L.58)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エリトリア、リビア、ニカラグア、スリランカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、コモロ、コートジボワール、ドミニカ共和国、エチオピア、インド、マダガスカル、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、セントヴィンセント

ント・グレナディーン、南スーダン、ウガンダ、ウルグアイ、ジンバブエ

32. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/70/L.30)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、チャド、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ニカラグア、パキスタン、スリランカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アンゴラ、中国、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、マリ、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、南スーダン、スーダン、ウガンダ、ジンバブエ

33. 国際協力の推進を通じた人権分野での国連行動の強化と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性(A/C.3/70/L.31)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、チャド、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ニカラグア、パキスタン、スリランカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、中国、ドミニカ共和国、エリトリア、ギニア、リビア、マダガスカル、マリ、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、南スーダン、スーダン、ジンバブエ

34. 人権と一方的強制措置(A/C.3/70/L.32)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: 中国、キルギスタン、南スーダン

35. 人権条約機関委員の公平な地理的配分の推進(A/C.3/70/L.33)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: ブラジル、中国、南スーダン

36. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/70/L.33)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: アンティグア・バーブダ、中国、パラグアイ、ロシア連邦、南スーダン

37. 食糧への権利(A/C.3/70/L.36)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンティグア・バーブダ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、チャド、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ギニアビサウ、モーリタニア、ニカラグア、パキスタン、スリランカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、バングラデシュ、ブラジル、ブルンディ、カンボディア、カメルーン、中国、中央アフリカ共和国、コモロ、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エリトリア、ギニア、ハイティ、アイスランド、インド、インドネシア、ヨルダン、ケニア、クウェート、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、ルワンダ、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、南スーダン、スーダン、スリナム、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、イエーメン、ザンビア、ジンバブエ

38. 開発への権利(A/C.3/70/L.37)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: 中国、南スーダン

39. 人権と文化的多様性(A/C.3/70/L.38)

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: ブラジル、中国、南スーダン

決議の採択(継続)

11. 社会包摂を通じた社会統合の推進(A/C.3/70/L.9/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ペルー

共同提案国: ブラジル、チリ、グアテマラ、マダガスカル、マラウイ、モンゴル、パナマ、パラグアイ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インドアイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、リベリア、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、マリ、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

12. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/70/L.27/Rev.1)---PBI なし

主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンゴル、オランダ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、リベリア、ルクセンブルグ、マレーシア、モルディヴ、マリ、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、フィリピン、ポーランド、ポルトガ、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

モルディヴは共同提案国を辞退

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: カタール(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)、ロシア連邦、リヒテンシュタイン(オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、シンガポール、スーダン

13. 国籍または民族、宗教、または言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言の効果的推進(A/C.3/70/52/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストリア

追加共同提案国: アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、キプロス、チェコ共和国、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、アイルランド、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、パナマ、セルビア、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、カナダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、エチオピア、アイスランド、日本、ラトヴィア、レバノン、リベリア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、スロヴァキア、スウェーデン、ウクライナ、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: コロンビア

14. 民主的で真正な選挙の強化と民主化の推進における国連の役割の強化(A/C.3/70/L.54)---PBI なし

主提案国: 米国

追加共同提案国: アルジェリア、アルゼンチン、バルバドス、ベルギー、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、ポルトガル、フィリピン、韓国、ルワンダ、ソマリア、スリランカ、トルコ、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ、ザンビア

修正案の提案(A/C.3/70/L.64)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

票決前ステートメント: 米国

賛成 24 票、反対 101 票、棄権 14 票で修正案を否決

票決前ステートメント: ロシア連邦、米国、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスも代表)、イスラエル、

賛成 155 票、反対 0 票、棄権 15 票で決議を採択

票決後ステートメント: シンガポール、スーダン

15. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/70/L.57)---PBI なし

主提案国: カタール

共同提案国: オマーン、オーストラリア、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、ジブチ、エジプト、エルサルヴァドル、ガンビア、ギニア、リビア、ルワンダ、トルコ、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、カタール、米国

賛成 160 票、反対 1 票、棄権 2 票で決議を採択

票決後ステートメント: クウェート(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)

16. 犯罪防止・犯人の処遇のための国連アフリカ機関(A/C.3/70/L.16/Rev.1)---PBI なし

主提案国: シエラレオネ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: イタリア

コンセンサスで決議を採択

11月18日(水)午前、第49回会議

決議の採択(継続)

17. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/70/L.34)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: アンティグア・バーブダ、エルサルヴァドル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

18. ミャンマーの人権状況(A/C.3/70/L.39)---PBI あり(A/C.3/70/L.65)

主提案国: ルクセンブルグ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国、ネルウェー、韓国、セルビア、スイス、トルコ、ウクライナ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ミャンマー、エジプト(イスラム協力団体を代表)、シンガポール、中国、イラン・イスラム共和国、キューバ、ロシア連邦、タイ、ヴェトナム、ベラルーシ、インド、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、日本、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

日本のステートメント: 2016年には決議が必要でなくなるように、ミャンマー政府が残る課題に対処するよう希望する。